

新
町
戸
崎
遺
跡

新町戸崎遺跡

温井川社会資本総合整備(防災・安全社会資本整備交付金)に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書



群馬県埋蔵文化財調査事業団は、この調査報告書を2013年1月に発行する。

110
111

群馬県埋蔵文化財調査事業団
公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

2013

群馬県藤岡土木事務所
公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

新町戸崎遺跡

温井川社会資本総合整備(防災・安全社会資本整備交付金)に伴う
埋藏文化財発掘調査報告書

2013

群馬県藤岡土木事務所
公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団



煉瓦積護岸表面の洗浄（西より）



煉瓦積護岸背面（手前は支え壁 12、南東より）

序

新町戸崎遺跡は現在のクラシェーフーズ株式会社新町工場の一画に在ります。同工場は明治10(1878)年の内務省勸業局糸紡績所開場以来、紡績工場として百年近い歳月を過ごしてきた伝統をもち、創業期の建物が遺されているため、近代化遺産として注目されてきたところであります。

平成17年度、同工場の敷地に接して流れる一級河川温井川に架かる鐘栄橋の付け替え工事に伴い、今まで使用されている排水路、煉瓦積護岸が遺されていることが確認されました。

群馬県は、平成12年度より、藤岡市から高崎市新町を流れる温井川について防災を目的とした多自然型の河川改修を進めてまいりましたが、その河川改修が同工場の一部を取り込んで実施されることとなり、調査対象区域に近代化遺産として重要な煉瓦積護岸が掛ることから、記録保存を目的として当事業団が平成25年1月に発掘調査を実施することになりました。これが新町戸崎遺跡であります。

新町戸崎遺跡で発掘した煉瓦積護岸は高さ3メートル余りもある立派なもので、当時の施工技術等を知る手掛かりを与えてくれます。また現在当時の状況のまま遺っている煉瓦積護岸としては県内唯一のものであり、全国的にみても希少なものであることも分かりました。そして一般に煉瓦構造物が少なくなったと考えられる大正13年に建造されたものであることも注目されるところです。

この度、発掘調査の成果をまとめ、新町戸崎遺跡の埋蔵文化財発掘調査報告書として上梓することとなりました。発掘調査から報告書作成に至るまで指導、ご協力を賜りました藤岡土木事務所、クラシェーフーズ株式会社他地元の関係者各位に感謝申し上げます。そして、本報告書が地域の歴史や本県の近代化遺産の研究に広く活用されまことを願い、序と致します。

平成25年8月

公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
理 事 長 上 原 訓 幸

例　　言

- 1 本書は、温井川社会資本総合整備(防災・安全社会資本整備交付金)に伴い発掘調査された新町戸崎(しんまちとさき)遺跡の埋蔵文化財発掘調査報告書である。
- 2 新町戸崎遺跡は、群馬県高崎市新町2,330-76番地に所在する。
- 3 事業主体は群馬県藤岡土木事務所である。
- 4 調査主体は公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団である。
- 5 発掘調査の期間と体制は次の通り。

調査期間 平成25年1月1日～平成25年1月31日

発掘調査担当者 齋藤利昭(上席専門員)

遺跡削掘工事請負 有限会社高澤考古学研究所

委託 地上測量・空中写真撮影：株式会社シン技術コンサル

- 6 整理事業の期間と体制は次の通りである。

整理期間 平成25年6月1日～平成25年6月31日(整理実行期間：平成25年6月1日～平成25年8月31日)

整理担当 石守 晃(上席専門員)

- 7 本書作成の担当者は次の通りである。

編　　集 石守 晃

本 文 執 筆 第1章第2節：齊藤利昭 第4章第1節：村田敬一 第4章第2節：大西雅広

上記以外：石守 晃

デジタル編集 関智彦(主任調査研究員)

遺 物 観 察 石器・石製品：岩崎泰一(資料統括)　煉瓦・土管・陶磁器：大西雅広(上席専門員)

金属製品：関 邦一(補佐(総括))

遺物写真撮影 佐藤元彦(補佐(総括))・大西雅広

保 存 処 理 関 邦一

- 8 石材の一部鑑定は飯島静男氏(群馬県地質研究会会員)に依頼した。

- 9 発掘調査資料及び出土品は、群馬県埋蔵文化財調査センターに保管してある。

- 10 発掘調査及び本書作成に当たり諸氏、機関よりご協力、ご指導を得た。記して感謝の意を表します。

(組織・個人別 五十音順・敬称略)

上田市立丸子郷土博物館、クラシエフーズ株式会社新町工場、群馬県藤岡土木事務所、群馬県教育委員会文化財保護課、国立国会図書館、高崎市教育委員会、高崎市役所新町支所建設課、富岡市教育委員会、井上昌美(県世界遺産推進室)、小曾根英明、杉山効永(クラシエフーズ株式会社)、田中守明(シナノケンシ株式会社 紬糸紡績資料館)、徳井俊秋(藤岡土木事務所)、中野晴久(とこなめ陶の森資料館)、藤平正之(クラシエフーズ株式会社)、古澤勝幸(県世界遺産推進室)、松浦利隆(県世界遺産推進室)、宮本直樹(深谷市教育委員会)

凡　例

- 1 新町戸崎遺跡の遺構平面図は日本測地系国家座標(座標第IX系)を用いて測量した。
- 2 遺構図の中で使用した北方位は、すべて座標北を示している。なお、真北との偏差は $+0^{\circ} 26' 02.50''$ である。
- 3 遺構の方位は、座標北を基準として主軸角度等の傾きを計測した。
- 4 遺構平面図の縮尺はそれぞれ以下の通りである。
全体図 1:200、部分図 1:60、1:40、1:20
- 5 遺物図の縮尺は以下の通りである。
煉瓦 1:4、陶磁器 1:3、土管 1:5、銅管 1:6、鉄製品 1:3、笠石 1:8
- 6 遺物番号は連番で、番号は本文・挿図・表・写真図版ともに一致する。
- 7 土層や土器の色調は、農林水産省農林水産技術会議監修、財團法人日本色彩研究所色票監修『新版標準土色帖』を使用した。
- 8 本書で使用した各地図は、以下のとおりである。
第1図は国土地理院2万5千分の1地勢図「高崎」、第5図は国土地理院5万分の1地勢図「高崎」、第6図は国土地理院5万分の1地勢図「富岡」「高崎」「深谷」を使用した、第2図は高崎土木事務所作図の工事図を事業団が加筆した。第4章第1節写真5はクラシエフーズ株式会社新町工場提供を受けた。
- 9 図中スクリーントーンで図中に記載のないものは下記のとおり



目 次

序
例言
凡例
目次

第1章 調査経過

第1節 湯井川と護岸工事	1
第2節 調査に至る経過	2
第3節 調査経過	5
第4節 調査の方法	5

第2章 遺跡を取り巻く環境

第1節 地理的環境	6
第2節 歴史的環境	6

第3章 発見された遺構と遺物

第1節 煉瓦積護岸	10
第2節 その他の遺構	23
第3節 出土遺物	23

第4章 考 察

第1節 近代土木遺産としての煉瓦造護岸擁壁の文化財的価値	37
第2節 煉瓦護岸の築造年代と主な出土遺物	41

おわりに	46
------	----

出土遺物観察表	47
表面煉瓦横方向個数一覧	53

報告書抄録	54
-------	----

写真図版	55
------	----

挿図目次

第1図 遺跡位置図	1
第2図 河川改修地区と調査区	2
第3図 暗渠排水路全体図(確認調査)	3
第4図 暗渠排水路平面図及び立面図	4
第5図 地理・地質図	7
第6図 新町戸崎遺跡周辺の近代化遺産	8・9
第7図 煉瓦護岸全体図	11・12
第8図 煉瓦護岸部分平面・立面図(1)	13
第9図 煉瓦護岸部分平面・立面図(2)	14
第10図 煉瓦護岸部分平面・立面図(3)	15
第11図 煉瓦護岸部分平面・立面・側面・土層断面図(4)	16
第12図 煉瓦護岸部分平面・立面図(5)	17
第13図 煉瓦護岸部分平面・立面図(6)	18
第14図 煉瓦護岸部分平面・立面図・土層断面(7)	19
第15図 煉瓦積状況部分図(1)	20
第16図 煉瓦積状況部分図(2)	21
第17図 煉瓦積状況部分図(3)	22
第18図 出土赤煉瓦(1)	24
第19図 出土赤煉瓦(2)	25
第20図 出土赤煉瓦(3)	26
第21図 出土赤煉瓦(4)	27
第22図 出土赤煉瓦(5)	28
第23図 出土赤煉瓦(6)	29
第24図 出土赤煉瓦(7)	30
第25図 出土赤煉瓦(8)	31
第26図 出土赤煉瓦(9)・耐火煉瓦	32
第27図 出土陶磁器・瓶赤類(1)	33
第28図 出土陶磁器・瓶赤類(2)	34
第29図 出土土管・銅管	35
第30図 出土鉄器・笠石	36
第31図 煉瓦積護岸と測定値	39
第32図 旧丸山電所の煉瓦と(上)右「上敷免製」楷円枠押印(左)	43
第33図 商工省工務局「日本標準規格(縮刷)第壹輯」目次	43
第34図 商工省臨時産業合理化「JES日本標準規格(縮版)合本第一巻」第8号、頁1	44
第35図 満留安合資会社昭和八年度版カタログ掲載の切断計数器	44

本文中写真

第4章第1節	写真1 河川側	38
	写真2 敷地側(直線部)	38
	写真3 敷地側(屈曲部)	38
	写真4 基礎底部(河川側)	38
	写真5 増水時の当遺構	38
第4章第2節	写真6 小針落伏越全景(上)と右「上敷免製」楕円枠押印(左)	43
	写真7 カネタの煙突現況(左)	43
	写真8 カネタの煙突基部に置かれている煉瓦	43
	写真9 紬糸紡績資料館に展示されているカネタの煙突煉瓦	43
	写真10 紬糸紡績資料館に展示されているカネタの煙突煉瓦押印	43
	写真11 カネタの煙突基部に残された煉瓦押印	43
	写真12 鈴木組喜多方製糸所再織工場の絵はがき	44
	写真13 鈴木組喜多方製糸所再織工場の絵はがき(部分)	44
	写真14 上田市立丸子郷土博物館蔵の木製再織機(上)と取り付けられた手動切断計数器	44

表目次

出土遺物観察表	47
表面煉瓦横方向個数一覧	53

写真目次

PL. 1	調査区全景(航空写真、東より)	調査区全景航空写真
PL. 2	煉瓦積護岸表面(北東より)	煉瓦積護岸背面(南西より)
PL. 3	煉瓦積護岸表面全景(北西より)	煉瓦積護岸表面全景(南東より)
	煉瓦積護岸屈曲部表面(東より)	煉瓦積護岸屈曲部表面(北西より)
	煉瓦積護岸屈曲部表面(北より)	煉瓦積護岸東部表面(北より)
	基礎土層断面(北より)	煉瓦積護岸東部表面下位(北より)
PL. 4	支え壁13・14間表面水抜き穴(北より)	水抜き穴表面下位(北より)
	笠石列西部屈曲部(西より)	石列除去後の煉瓦積護岸上面(東より)
	煉瓦積護岸背面(南東より)	支え壁13・14・15背面(南東より)
	支え壁13・14背面(南西より)	支え壁14背面基底部(南東より)
PL. 5	支え壁14基礎コンクリート(南東より)	支え壁21背面側面(東より)
	背面支え壁 b・支え壁15と2号埋設管(西より)	2号埋設管(背面、南西より)
	背面支え壁 a(北より)	1号埋設管護岸連結部(南より)
PL. 6	背面支え壁18付近面変換部(南西より)	笠石西部確認状況(北西より)
	支え壁16・17付近煉瓦積頂部(西より)	屈曲部表面煉瓦積(北より)
	支え壁16上段第1列上面	支え壁16上段第2列上面
	支え壁21上段第1列上面(西より)	支え壁18上段第2列上面
PL. 7	支え壁16中段第1列上面	支え壁14裏込土層断面(西より)
	背面消防栓管全景(北東より)	機械掘削状況(北より)
	表面表出作業(北西より)	護岸上面表出作業(北西より)
	煉瓦斫作業(東より)	煉瓦部分解体作業(北より)
PL. 8	護岸使用の赤煉瓦及び周辺埋土出土の耐火煉瓦	
PL. 9	周辺埋土出土遺物(1)	
PL. 10	周辺埋土出土遺物(2)	
PL. 11	土管及び銅管	
PL. 12	鉄製品および笠石	

第1章 調査経過

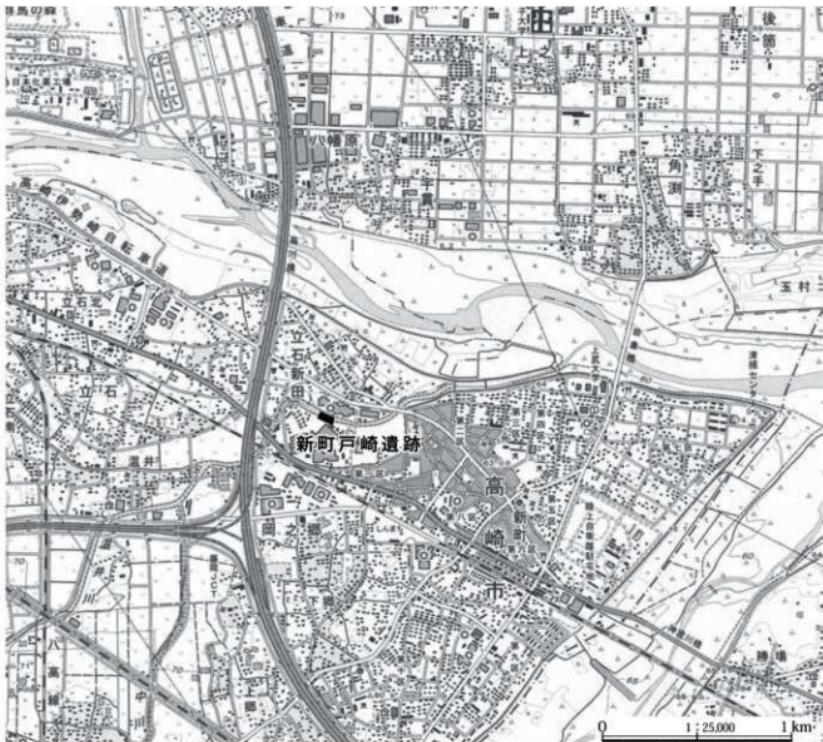
第1節 溫井川と護岸工事

烏川の支流の一つ温井川は、群馬県藤岡市篠塚地内を上流端とし、同県高崎市新町で烏川に合流する長さ約5.4kmの利根川水系の一級河川である。

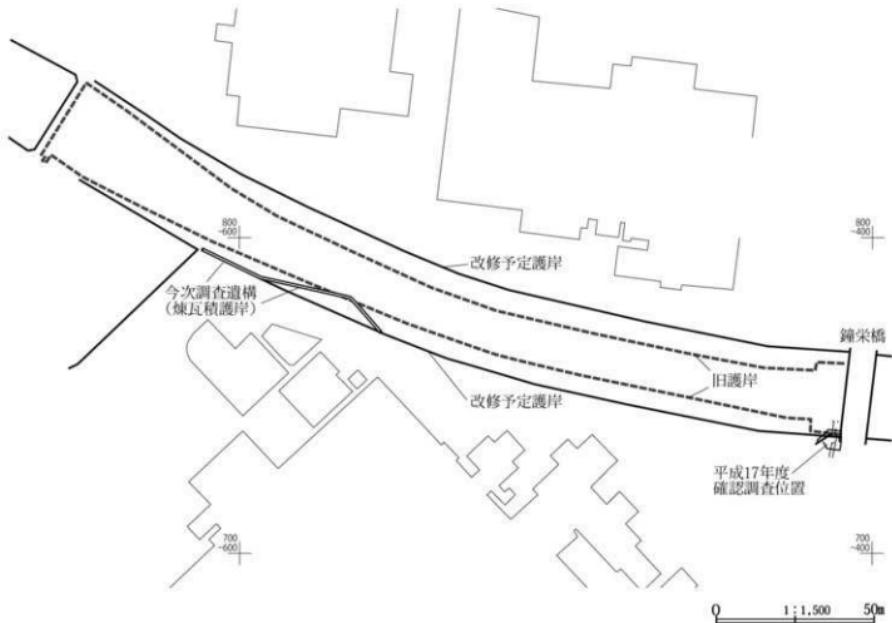
温井川は普段穏やかな流れを見せるが、豪雨等での氾濫被害が発生することがあり、本遺跡付近でも大正6年(1917)に土留木樋工事が施工されている。この工事の契機となったと考えられるのが明治43年(1910)の大水害で

ある。明治43年は、初夏以来降雨が多く、追い打ちをかけるように台風が接近して8月10日に豪雨となり、北関東から東京に至る利根川、荒川流域に甚大な被害をもたらした。本遺跡周辺では烏川の堤防が決壊し、当時の国道の烏川に掛かる柳瀬橋、続いて岩鼻町の汽車鉄橋を崩落させた。新町でも烏川や温井川の水位が異常に上昇した後、烏川の溢水でその殆どが冠水し、綿糸紡績新町工場も西側から洪水が押し寄せて、床上5~6尺(1.5~1.8m)の浸水があったと伝えられている。

この大水害の後、政府は明治末年より利根川や荒川等



第1図 遺跡位置図



第2図 河川改修地区と調査区

の護岸工事に着手しているが、大正6年に施工された温井川の土留木柵工事はその流れの中にはいったものと思われるもので、その後大正13年(1924)に錦瀬紡績株式会社が施工したのが本遺跡で調査した煉瓦積護岸工事(第4章に後述する)であった。

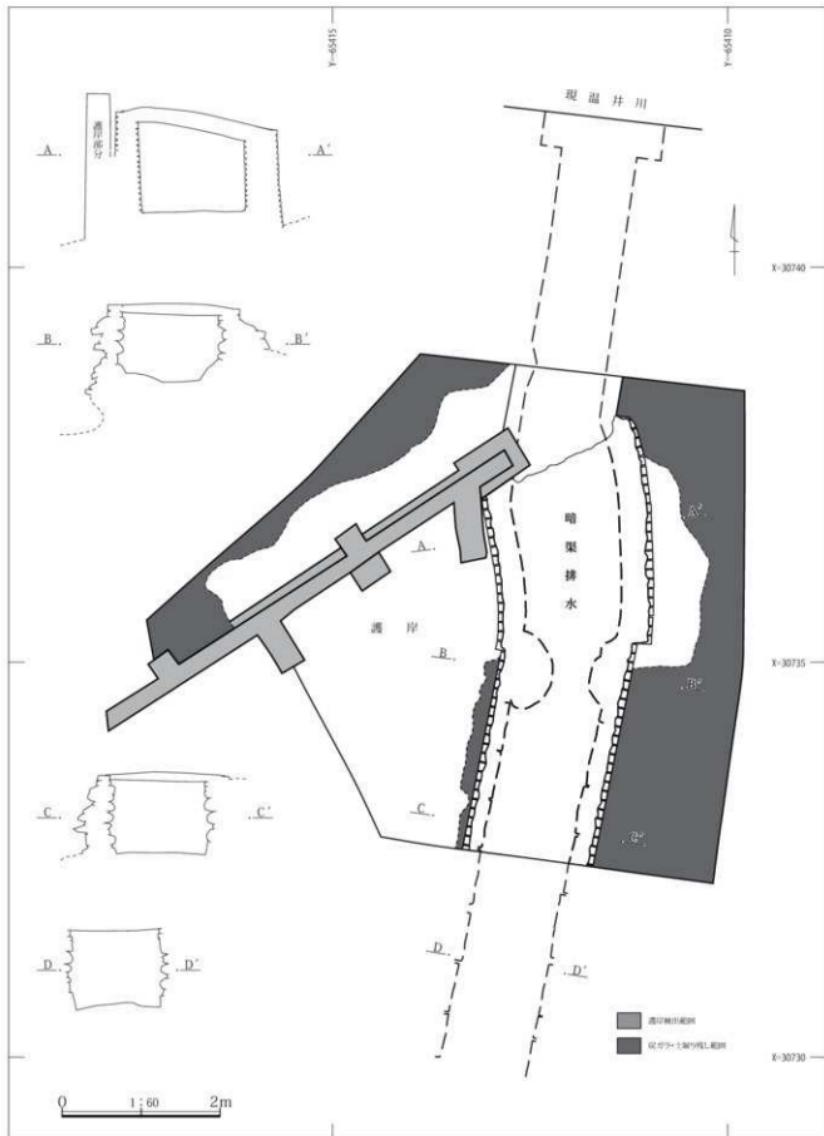
群馬県では昭和33年(1958)頃から30年に一度の豪雨対策・防災対策の一環として、河川改修事業が実施され、温井川の中流域に位置する本遺跡付近でも昭和40年代にコンクリート構造による護岸工事を完工させている。しかし温井川流域は土地改良事業や市街化の進行によって河積の確保が困難な状態に陥り、平成11年8月には本遺跡北東の左岸側で浸水被害が発生している。これに対応するため群馬県は30年に一度の豪雨に対応するため、藤岡市の下水道雨水計画と連携して、平成22年より、更なる施工を行い川幅の拡幅と河床の掘削を伴う事業を行っている。

第2節 調査に至る経過

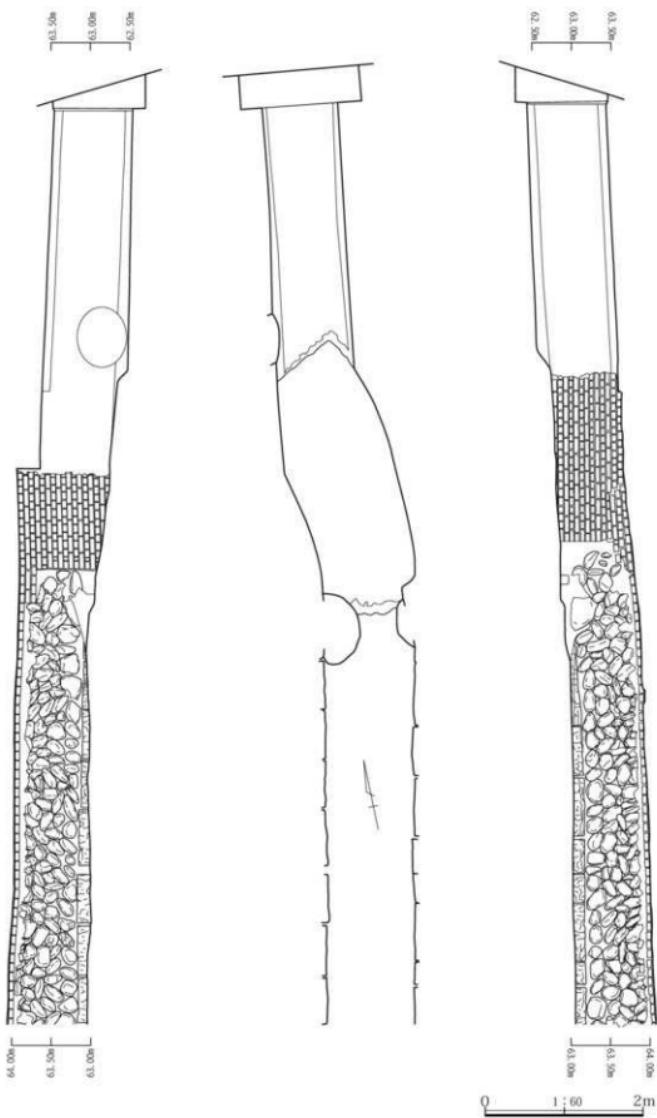
一級河川の温井川では、過去の水害対策を見直し河道の拡幅を主とした多自然型の河川改修を行い、環境に配慮しながら流通能力の向上と治水の安全性を確保するための整備を実施することとなった。この計画の中にクラシエフーズ株式会社新町工場脇を流れる温井川も含まれていた。

クラシエフーズ株式会社新町工場の前身は、明治10年の内務省勸業局系紡績所であり、今日でも敷地内には創業当時からの建物も現存している。こうした建物や施設は、群馬県近代化遺産の鉄産業遺産構成施設として近年重要度が増し、事業地内に所在する埋蔵文化財に関しては平成17年度より協議が開始された。

平成17年度は、カネボウフーズ新町工場(現在:クラシエフーズ新町工場)内の温井川に架かる鐘栄橋の付け替え工事の計画が上がり、工事の事前調査で現在使用さ



第3図 暗渠排水路全体図(確認調査)



第4図 暗渠排水路平面図及び立面図

れている排水路内に煉瓦積と石組が見つかったと群馬県教育委員会文化課(現：文化財保護課)に報告があった。報告直後に文化課による現地調査が行われ、調査の結果排水路全体は石組により構築され、接岸部に煉瓦積が用いられていた。この煉瓦積が工場内の建物に使われていた煉瓦と酷似していることから建物と同時期のものと考え、極力壊さない方向で調整が図られた。やむを得ず工事で取り壊す部分については、平面図化や写真撮影等の記録保存をすることとなった。また、平成18年2月に工事の際に見つかった煉瓦積護岸の遺存範囲を確認するための試掘調査が実施され、煉瓦積護岸が旧状のまま遺存していることが分かった。また、試掘調査以外でも煉瓦積最上部の角柱礎が確認できる部分が点在し、それらを結ぶと工場敷地内の温井川右岸部には煉瓦積の護岸がそのまま埋められ残されていることが判明した。

その後、幾度かの調整を経て、平成23年度藤岡土木事務所から県文化財保護課に工場敷地内西端から60mほど東側の範囲の煉瓦積護岸推定箇所が工事対象になるため、発掘調査依頼があり、文化財保護課により調整が図られ平成24年度地域自主戦略交付金事業(一級河川温井川)に伴う事前の埋蔵文化財発掘調査として、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団が平成25年の1月に本調査を実施することとなった。

第3節 調査経過

発掘調査に先立つ平成24年12月25日に事前の打ち合わせを行い、平成25年1月に煉瓦積護岸を調査対象として発掘調査を開始し、同月末を以て終了した。

発掘調査は煉瓦護岸の温井川に面した側(表面)を露呈し、その後工場側(背面)の埋め土等を撤去して背面を露呈し、記録化を行った。その後、3段ある支え壁16・17付近の一級目(上位側)の煉瓦を崩して二級目上面までを観察し、一部記録化した。

調査日誌抄

平成25年1月

4日 建設機械による掘削開始(～7日)。

7日 表面(温井川側)の盛り土撤去。最上段の礎と背面支柱上面検出。背面(工場側)、掘削開始。

- 8日 背面表土掘削後、表面の被覆土の撤去後、動力噴霧器を用いて煉瓦積護岸洗浄実施。
- 9日 空中写真撮影、工学博士村田敬一先生調査指導。県世界遺産推進室、県文化財保護課来跡。
- 10日 表面：区画・段配置図作図(～21日)。
背面：中央部トレンチ設定し掘り下げ。
- 11日 背面：建設機械による掘削(～16日)。現在消防栓として利用の明治～大正期の鉄製管検出。
- 15日 表面：基礎部分確認のためのトレンチ掘削。
- 18日 県文化財保護課、世界遺産推進室、高崎市教育委員会、富岡市教育委員会来跡。
- 21日 表面：建設機械による掘削開始、
背面：護岸平面図作成。
- 22日 表面：東端部全景・部分写真撮影。
背面：煉瓦護岸最上段礎(支柱15～20)撤去開始、
第1列煉瓦積精査(～23日)。
- 23日 県文化財保護課来跡。
- 24日 背面：第2列煉瓦積精査(支柱15～20、～29日)
- 25日 背面：写真撮影、第1列平面図作成。
- 28日 背面：写真撮影、支柱20～4列目平面図作成。
- 29日 背面：写真撮影。遺物搬出。
- 31日 調査終了。

第4節 調査の方法

- (1) 本遺跡は一区画の調査であったため区は設定しなかった。但し、敷設構造物等により掘り残した部分を挟んだ東側は「東部」と称した。
- (2) 煉瓦壁体本体の表面と背面の支え壁は階段状になっているが、上から「1段目」、「2段目」、「3段目」とした。(本報告書では個々の煉瓦積との区別をつけるため「上段」、「中段」、「下段」とした)
- (3) また支え壁は壁体頂部より張り出しして設けられたものについて西側から「支柱1」、「支柱2」と順次番号を附した。(尚、支柱は本報告書では土木工学の呼称に基づき「支え壁」とした)
- (4) 支え壁と支え壁の間の区間は、西側の支え壁の番号に「区間」を附して表記する。
- (5) 調査は調査期間と護岸倒壊の危険性を勘案した範囲で煉瓦積護岸の露呈を行い、一部基礎、埋め土を含め、平面図、立面図、断面図の作製、写真撮影等の記録化を実施した。
- (6) 出土遺物は埋土内に在ったものと、煉瓦の護岸で確認により崩したものうち刻印のあるものを収納した。

第2章 遺跡を取り巻く環境

第1節 地理的環境

本遺跡の在る高崎市新町(旧多野郡新町)は群馬県中南部に所在し、西と南は藤岡市、北は烏川を挟んで佐波郡玉村町、東は神流川を挟んで埼玉県児玉郡上里町と接する。本遺跡は高崎市新町の北西隅部に在り、群馬県庁(前橋市)の南方12.5km、高崎市役所の東南9.7km、高崎市役所新町支所の西1.2kmに位置する。

本遺跡の在る新町は交通の要衝であり、本遺跡の西側には関越自動車道(新潟線)、南には一般国道17号とJR高崎線、東方には群馬県道40号藤岡大胡線が走って、東南750mにJR新町駅が在る。

本遺跡の北625mには烏川が東流し、何れも烏川支流の鍋川が本遺跡の西3.35km、神流川が本遺跡の東2.25kmに在って共に北北東方向に流下する。本遺跡は烏川によって形成された完新世の未凝固堆積物(礫)によって形成された自然堤防堆積物上に在る。

第2節 歴史的環境

本遺跡は近代の遺跡であるため、群馬県西南部から埼玉県北部に分布する主要近代化遺産を第6図に図示した。

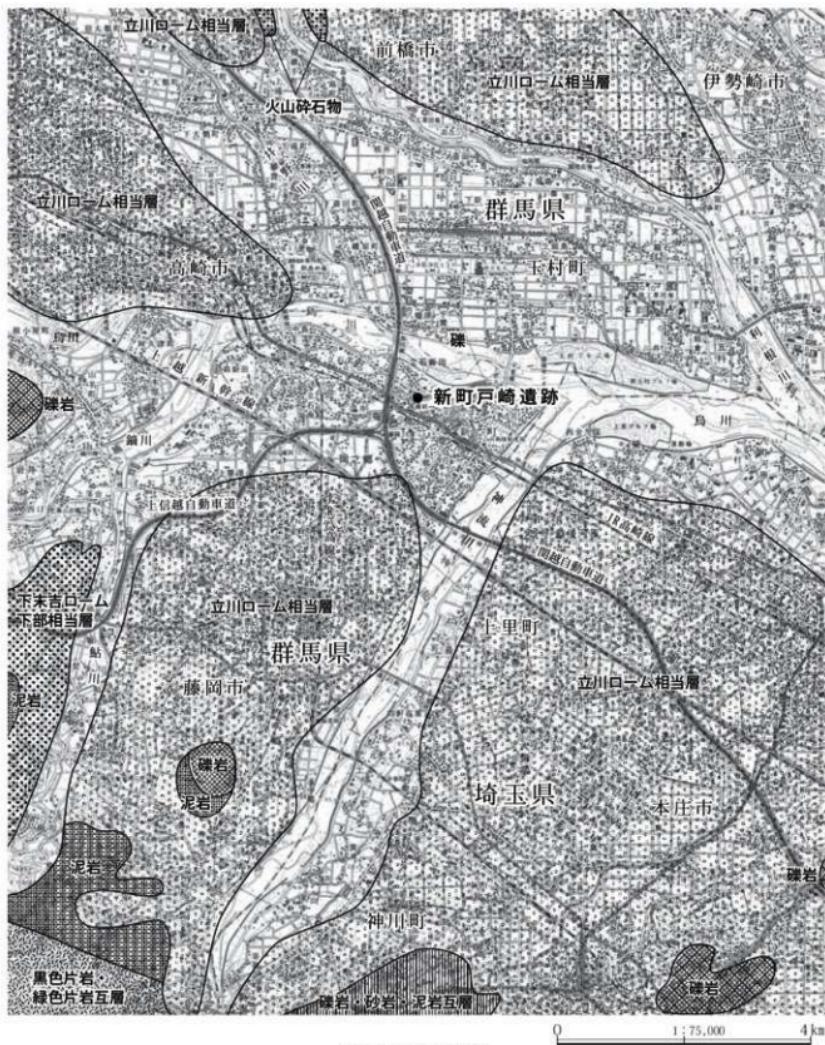
本遺跡(1)の在るクラシエフーズ株式会社新町工場は明治10年(1878)に開場した内務省勧業紬糸紡績所(2)をその初めとする。紬糸製品は近代日本に於いて主要産業であり、紬糸紡績所跡もその主要工場の一つであったが、同紡績所は明治20年(1888)に三越呉服店に払い下げとなって三越紡績所となり、同35年(1902)、紬糸紡績会社に合併となって紬糸紡績株式会社新町工場、明治44年(1911)に鐘淵紡績株式会社(鐘紡)に合併して同社の新町支店工場となり、昭和50年(1975)に食品工場となるまで紡績工場として生産を続けていた。その施設は逐次拡張、改築がされているが、創業期の明治19年建築の木造平屋の建物である抽糸工場、明治23年(1890)建築の煉瓦造平屋建物である機械室・汽罐室、同二階建の文庫などの建物も遺されている。

また西毛(群馬県西部)地区の紬糸製造に於ける主要遺

跡には明治5年(1872)に我が国最初の官営の器械製糸場として開設された富岡市の富岡製糸場(3)がある。富岡製糸場には和洋折衷の木骨煉瓦造倉庫や木造の縦糸場などの創業期の建物や、明治8年(1875)建造の鉄水溜、煉瓦積の下水貯なども遺されている。また富岡製糸場の煉瓦は福島町(現甘楽町福島)の笹森稻荷神社東側に設置した窯(5)で焼かれ、磚石は現甘楽町小幡から切り出されたものを使用した。その他群馬県内の紬糸遺跡群には、伊勢崎市境島村の蚕の飼育法清温育のため文久3年(1863)に建造された田島弥平旧宅(26)、藤岡市高山の清温育の養蚕教育機関高山社(6)の明治24年(1891)建造の主屋兼蚕室、下仁田町南野の蚕種(蚕の卵)の貯蔵所跡荒船穴等がある。この他、富岡製糸場や上述の新町工場の動力の燃料として亜炭を供給した高崎炭田(9)は、複数の個人営業の掘削会社の採掘による亜炭の炭鉱群で、高崎市の觀音山丘陵に在った。

また本遺跡の煉瓦護岸に煉瓦を供給した日本煉瓦製造上敷免工場(28)は、渋沢栄一によって埼玉県深谷市上敷免に明治20年(1887)10月開設された我が国初の機械式煉瓦工場で、ドイツ製の煉瓦型抜き機械、コール式室内乾燥室、ホフマン式輪窯などが残り、その製品は東京駅等数多くの煉瓦建物に用いられた。また同工場の煉瓦は当初利根川を利用した船運で行っていたが、明治28年(1895)に深谷駅から同工場への専用線(29)が敷設された。

日本煉瓦製造のものを中心とした煉瓦造りの建物には、明治39年(1906)建設の日本煉瓦製造旧変電室等上敷免工場内、深谷市起会の渋沢栄一の喜寿を記念して大正5年(1916)に建てられた誠之堂(27)、本庄市に明治27年(1896)に建てられた旧武州銀行倉庫(24)などがあり、群馬県内には紬糸紡績所(2)や官営富岡製糸場の建物群、第6図中に(31~35)で示した建物群がある。また煉瓦建以外の近代建築物には群馬県では明治45年(1912)建築の県内最古の木造2階建ての洋館黒羽根内科医院旧館(22)や群馬県最古のコンクリート建造物で大正5年(1916)建築の旧時報鐘楼(21)、大正8年(1919)建築の石造平屋建の安中教会(7)など、埼玉県では本庄市の明治12年



第5図 地理・地質図

(1979)建築、の洋館を参考に建てられた木造漆屋造りの諸井家住宅(25)、明治16年(1883)建造の洋風木造建築の旧本庄警察署(23)、大正11年(1922)建築の木造建築旧深

谷町立深谷商業学校(30)がある。

一方、上述のように本遺跡周辺は交通の要衝であり、近世の街道であった中仙道が本遺跡の北側に走っていた



1 新町戸崎遺跡 2 内務省勧業局糸紡績所（綿紡新工場） 3 宮富岡製糸場 4 上野鉄道（現上信電鉄線） 5 宮富岡製糸場の煉瓦窯
6 高山社 7 安中教会 8 信越線 9 高崎炭鉱（兼炭鉱） 10 陸軍高崎15聯隊 11 明治国道8号線（旧中山道） 12 日本鉄道（現JR高崎線）
13 烏川鉄橋 14 岩鼻軽便鉄道 15 上州岩鼻駅 16 東京砲兵工廠岩鼻火薬製造所 17 旧柳瀬橋（橋脚） 18 烏川橋脚 19 赤坂橋橋梁

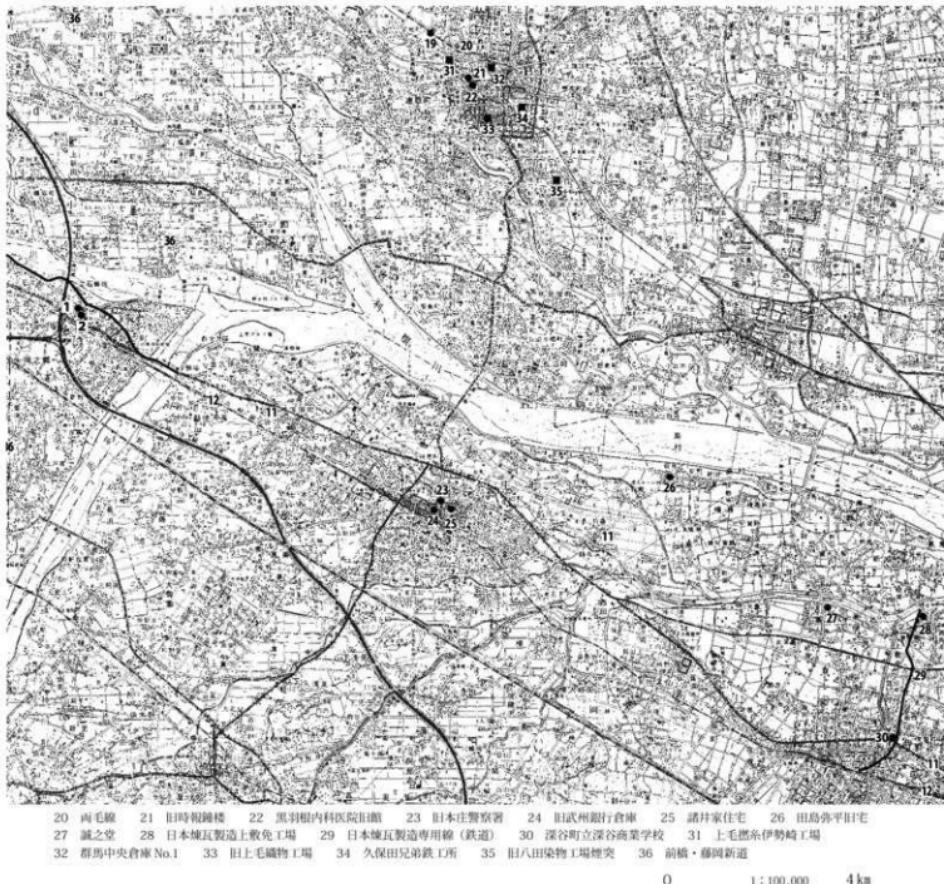
第6図 新町戸崎遺跡周辺の近代化遺産

が、この道路は明治時代には国道一等の(明治)8号線(東京—新潟、大正時代の国道9号線)の一部となり、後に国道17号のバイパスができるまでの一般国道17号線であった(11)。尚、この明治国道8号線には烏川を渡る橋梁も掛けられていたが、当初の柳瀬橋は現在の柳瀬橋の東に在ったもので(17)、明治43年(1910)の大水害の際に崩落した。また県庁所在地となった前橋・藤岡間を結ぶ新道(36)が建設された。

また新町は明治に入って暫くは河川舟運があり、明治

6年(1873)以降中仙道を通る圓太郎と呼ばれた定期馬車が走っていたが、その後鉄道がこれらに取って代わる。鉄道(現JR高崎線)は日本鉄道によって開設されたもので、明治16年(1883)の本庄—新町間の開通を以て新町駅が誕生し、翌明治17年に前橋までが開通した(12)。この鉄道の烏川に掛る鉄橋の橋台(13)は当初石積であったが、後に煉瓦積の橋台となった。

第6図中に示した鉄道のうち明治時代に開業したものには明治18年(1885)に開業し、横川駅近くには丸山変電所



が作られ、煉瓦造りのアーチ橋なども遺される信越線(8)や、前橋・桐生間が明治22年(1889)開通し、赤坂川橋台(19)など煉瓦造の構造物が伊勢崎市内に散見される両毛線(20)がある。上野(こうつみ)鉄道として明治30年(1897)開通し、大正13年(1924)架橋の烏川鉄橋(18)の残る上信電鉄線(4)がある。また明治6年(1873)から同18年(1885)にかけて新町・富岡間に定期馬車が運行され、明治31年(1898)に新町から藤岡を経由して保美、明治33年に保美・鬼石間が開通した緑野馬車鉄道が昭和初年まであった。

発掘された近代遺跡には旧高崎城内に明治17年(1884)に創設された陸軍高崎15聯隊の遺構群(10)がある。この他高崎市岩鼻町には東京砲兵廠岩鼻火薬製造所(16)が明治15年(1882)に開設された。また同製造所の原料・製品の運搬に供するため、鉄道省の倉賀野駅を始発駅、同工場に北接した上州岩鼻駅(15)を終点とする岩鼻軽便鉄道(14)が大正6年(1917)から終戦まで通っていた。尚、同製造所の拡張に伴って北接していた日光例幣使街道は北に移設され、上州岩鼻駅は同製造所内に据え置かれている。

第3章 発見された遺構と遺物

第1節 煉瓦積護岸

1 全体の規模と概要(第2図、PL. 1・2)

本遺跡の調査対象遺構は煉瓦積護岸であり、これ以外には埋設された土管と消火栓に給水するのに使用した鉄管を調査した。煉瓦積護岸は工場敷地温井川沿いに建設されていたもので、その西端部を調査区とした。

この煉瓦積護岸は鐘淵紡績株式会社新町工場(当時)の工場用地(予定地)内に同社の資金により前橋市的小曾根甚八(現株式会社小曾根建設初代社長)が請け負って建設されたもので、第4章第2節に後述するように鐘栄橋より上流側の約293.6mが建設されたという記録が残されている。このうち今次調査範囲は西端から66.3mの区間を対象として、実調査範囲は64.7m程度であった。

発掘調査対象とした煉瓦積護岸の施工角度は、西端から支え壁9のある21.8mの屈曲地点まではN 116.5°の方向に、この屈曲部から29.2m地点までは僅かに反時計回りにN 104.5°に走行を変じ、支え壁21地点を第2の屈曲部として、以東は時計回りにN 135.5°に走行を変じている。調査範囲はこの第2の屈曲部から15.3m地点まで、第2の屈曲部を基点として1.6mから6.4mの間は工場の構造物の関係で調査対象外とした。

また調査は、安全確保を最優先するため、護岸遺構物自体の転倒の危険性を考慮して、基礎部分への掘込は温井川側(以下「表面」とする)は支え壁6付近、工場側(以下「背面」とする)は支え壁14付近に留め、全体として表面側は煉瓦積の地表面から垂直方向へ8割程、背面側は地表面から垂直方向へ4割程の掘削に留めた。

2 笠石(第7～14図、PL. 4・6)

煉瓦積護岸の上には幅33cm、高さ24cm程の直方体に加工された笠石が直列に据えられていた。笠石の幅は壁体上端の幅より広いが、壁表面に面を合わせて設置されている。遺存していた箇所は支え壁1付近、支え壁3から支え壁10、支え壁11から支え壁15、支え壁16手前から支え壁24手前、支え壁27手前から支え壁31の位置であった。

3 煉瓦護岸(第7～17図、PL. 1～7)

3. 1 壁体

さて本護岸壁の本体(以下「壁体」とする)はほぼ垂直に近い状態にあったが、支え壁14が温井川側に7°傾向しているように傾斜している箇所もあった。

壁体の表面は階段状に中段が上段より12cm程表面側にせり出し、下段は中段よりやはり表面側に10cm持ち送られて上中下3段に積まれており、段の上面はコンクリートで盲目地が施されていた。

上段(調査段階では「第1段」とも称した)は幅(壁体では表裏方向)35cm程を測るもので、煉瓦を15段積み、高さ1m程に積み上げ、中段(調査段階では「第2段」とも称した)は幅47cm程で、煉瓦を18段積んで高さ1.2m程に積み上げ、下段は幅57cm程で煉瓦を18段、高さ1.2、1.3m程、東部では17段、1m程に積まれていた。

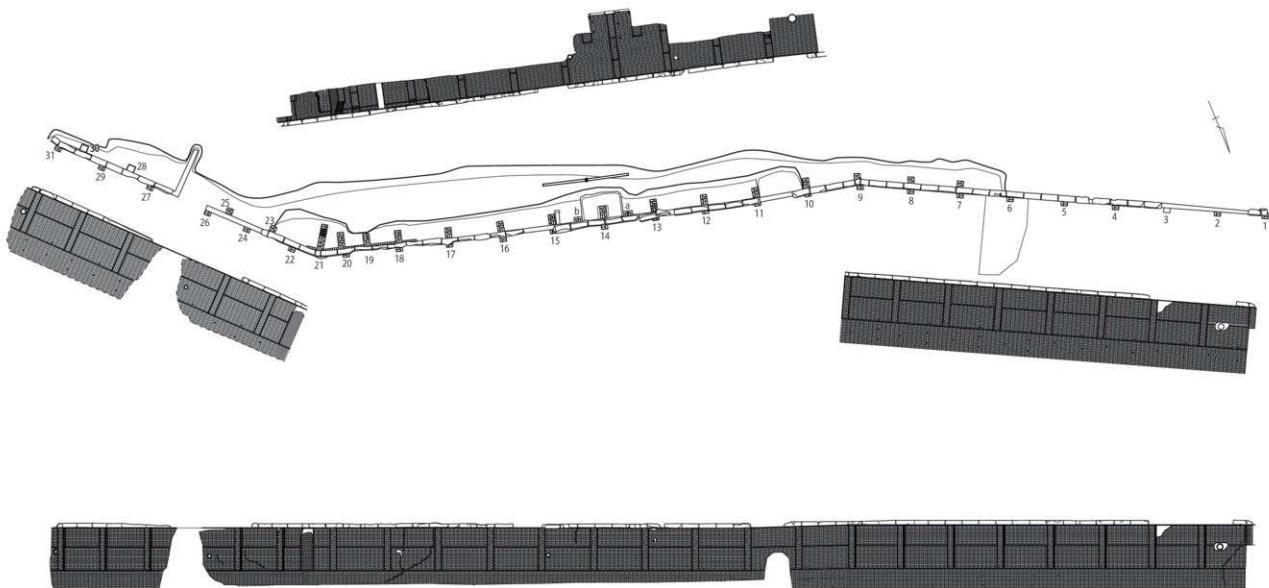
また護岸の屈曲部である支え壁21付近では支え壁18から支え壁21・22間(支え壁21から長手で3個分、約60cm)までは、上端から21cm程(上端から4段目)以下で小口の幅(約10cm程)の厚みで補強し、この部分の壁体の厚みは45cm程となっている。

煉瓦の積み方はイギリス式を基本とし、表面では上中下段共に上位から1列目は小口、2列目は長手、3列目は小口というように交互に積まれ、裏面も1列目は小口、2列目は長手、3列目は小口というように交互に積まれていた。尚、東部の最下段(17列目)は、横位ではなく従位に置かれた小口積みとして煉瓦が据えられていた。

また支え壁16・17の観察からは、壁体は西側の支え壁の東端から積始め、次の支え壁の中でその端部を調整しており、西側から施工されていたことが窺知された。

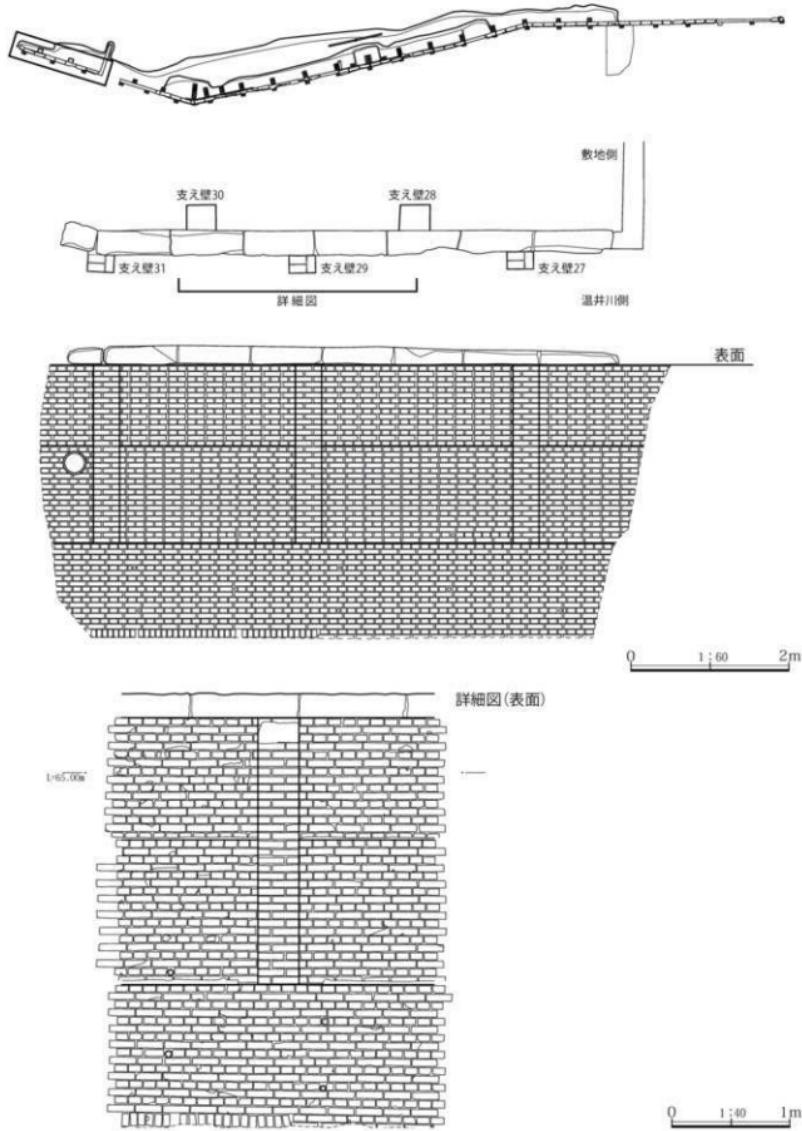
3. 2 支え壁

この壁体の表裏側に突出して築かれた部分(以下「支え壁」とする)があったが、支え壁は壁体頂部と同じ位置から下に設けられたものが、凡そ3m弱の間隔で31ヶ所を確認した。支え壁は西側から番号を附したが、支え壁1

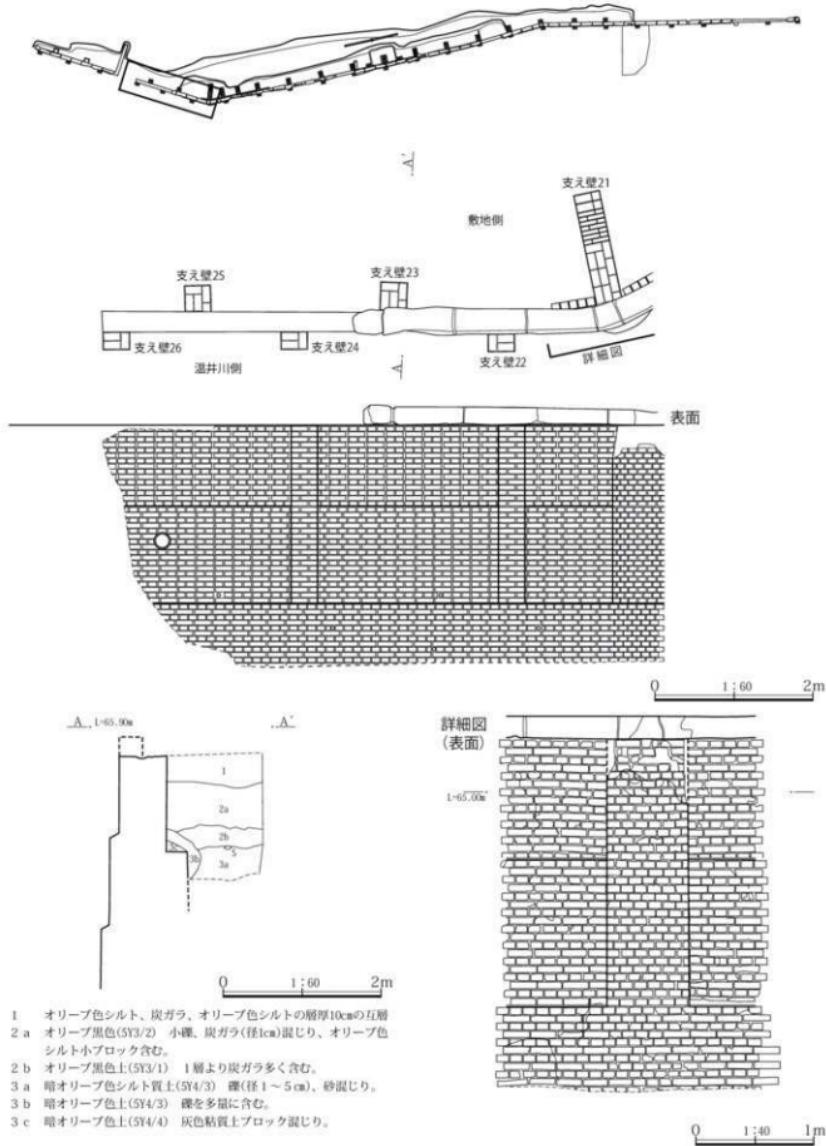


第7図 煉瓦測量全体図

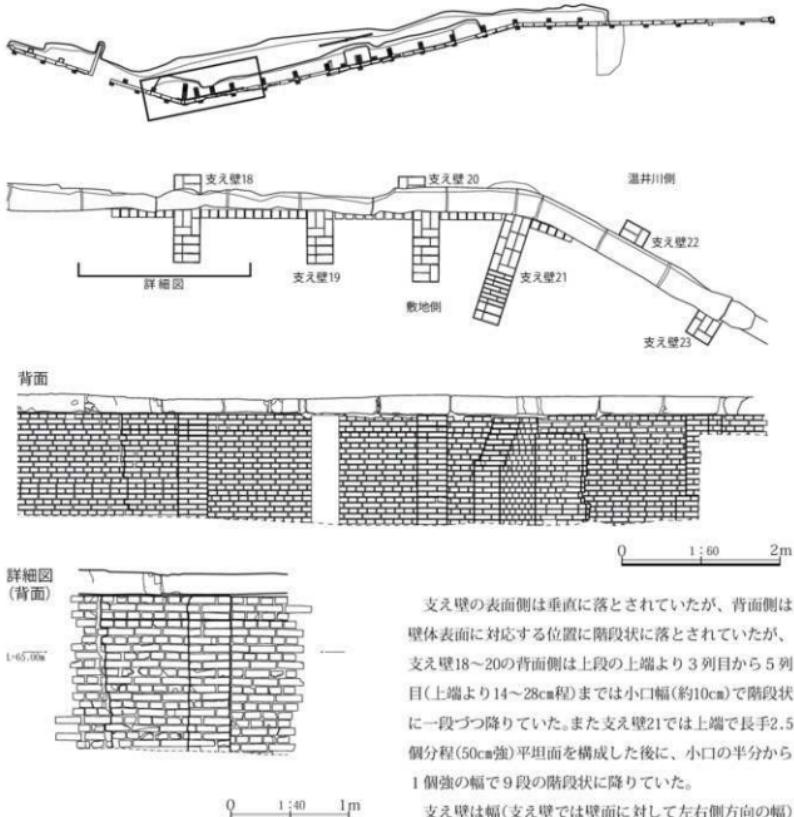
0 1:200 10m



第8図 煉瓦護岸部分平面・立面図(1)



第9図 煉瓦護岸部分平面・立面図(2)



第10図 煉瓦護岸部分平面・立面図(3)

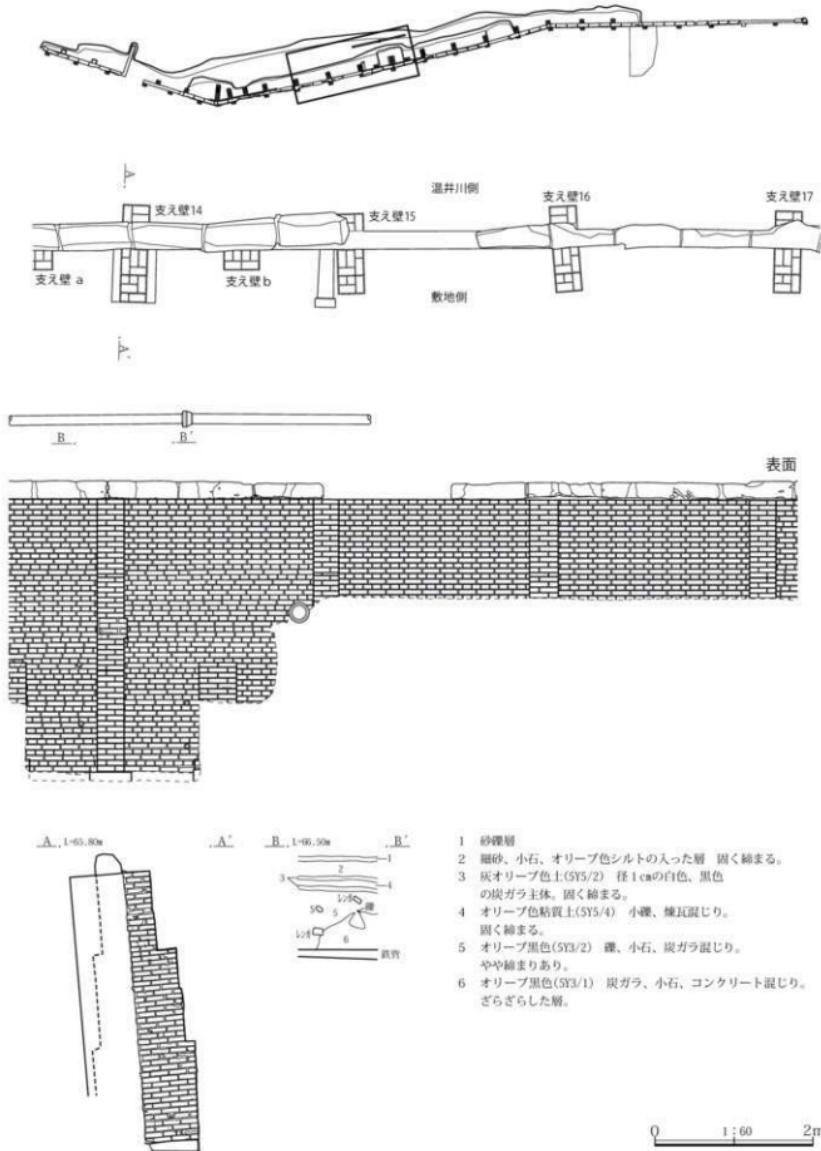
から支え壁6は表面側のみに設けられ、支え壁19を除く支え壁7から支え壁21までは表裏両側に壁面を貫くものとして設置されている。また支え壁19と支え壁22以東では支え壁19・23・25・28・30が背面側のみに設けられ、支え壁22・24・27・29・31は表面のみに設置された。また背面は調査期間に鑑み、また安全を最優先したことから、基底部まで掘削しなかったため全容は確認できなかつたが、支え壁13・14・15のそれぞれの中間の背面側には、後述する支え壁の中段の下2列目より下位に設置された支え壁a・bが確認された。

支え壁の表面側は垂直に落とされていたが、背面側は壁体表面に対応する位置に階段状に落とされていたが、支え壁18～20の背面側は上段の上端より3列目から5列目(上端より14～28cm程)までは小口幅(約10cm)で階段状に一段づつ降りていた。また支え壁21では上端で長手2.5個分程(50cm強)平坦面を構成した後に、小口の半分から1個強の幅で9段の階段状に降りていた。

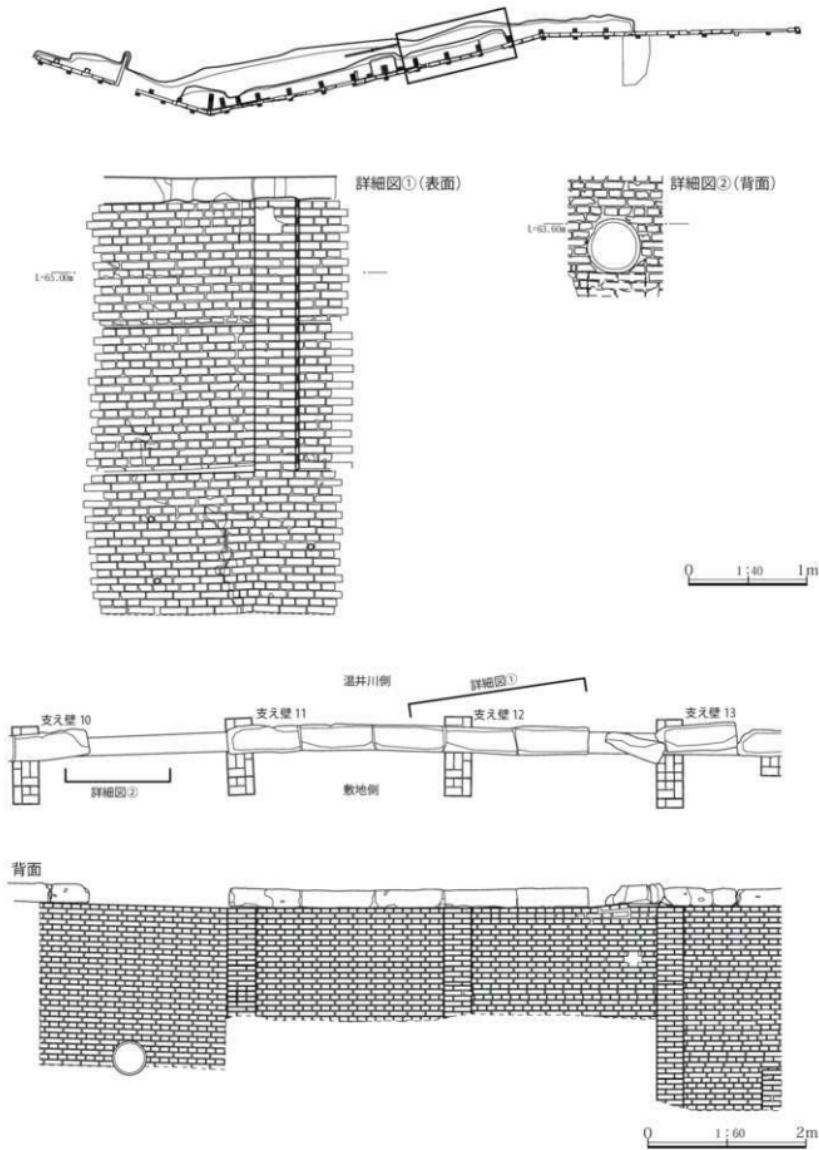
支え壁は幅(支え壁では壁面に対して右側方向の幅)は38cm程であり、2番目の屈曲部である支え壁21の表面側では68cm程を測った。一方表面側の厚み(表裏面方向の長さ)は33cm、背面側は全体としては上中下の3段を成しており、上段の厚みは33cm、中段が上段より25cm程せり出しており、下段は中段よりやはり12cm程せり出させて積まれていた。従って表面から背面に一続きとなっている支え壁の厚みは凡そ104～140cm程であった。

また表面側の支え壁22・24・26・27・29・31の上段から3列は下位より表左右面が1cm程狭くなるように積まれ、ここにモルタルを塗った化粧が施されていた。

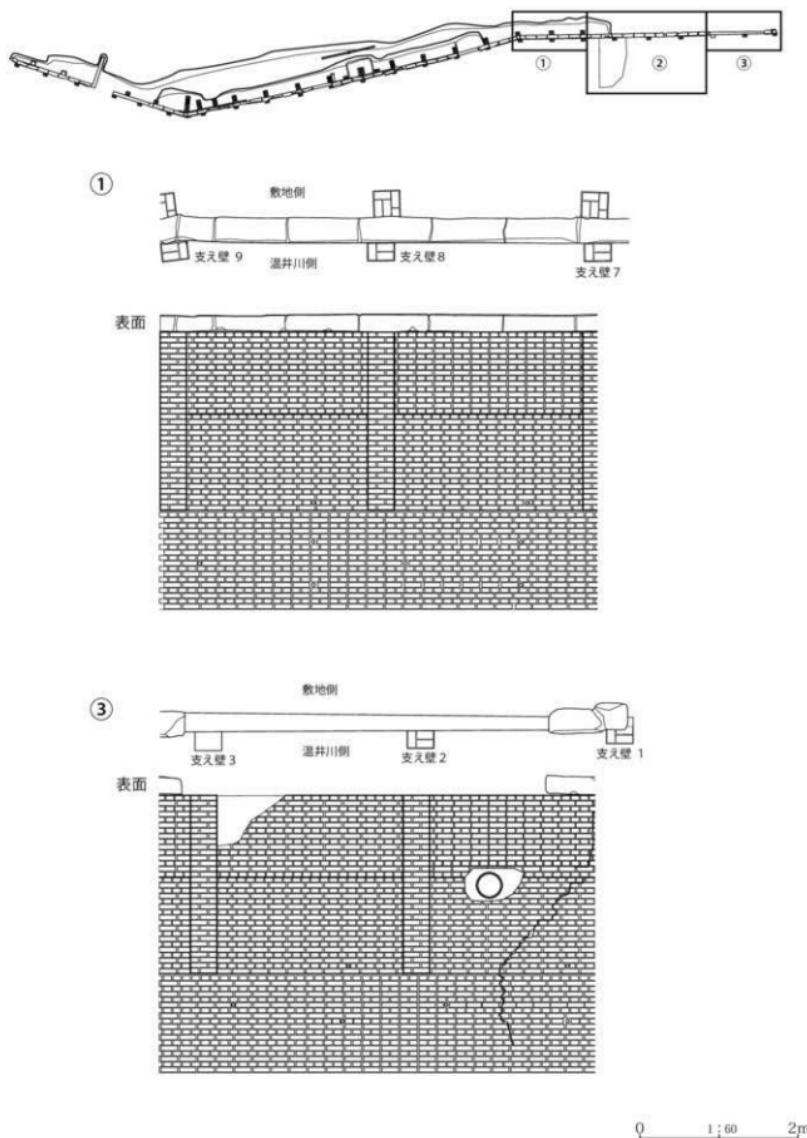
煉瓦積護岸の煉瓦の積み方は長手積みを基本としているように見受けられた。



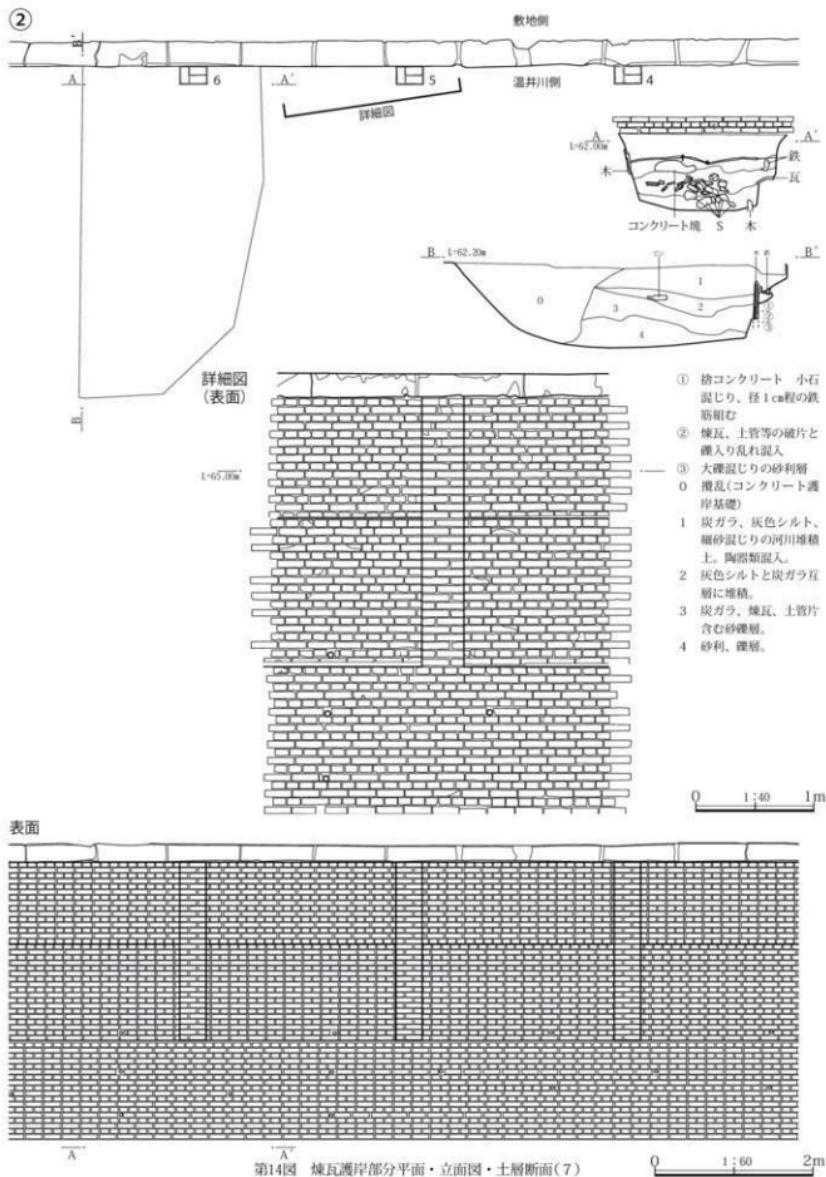
第11図 煉瓦護岸部分平面・立面・側面・土層断面図(4)

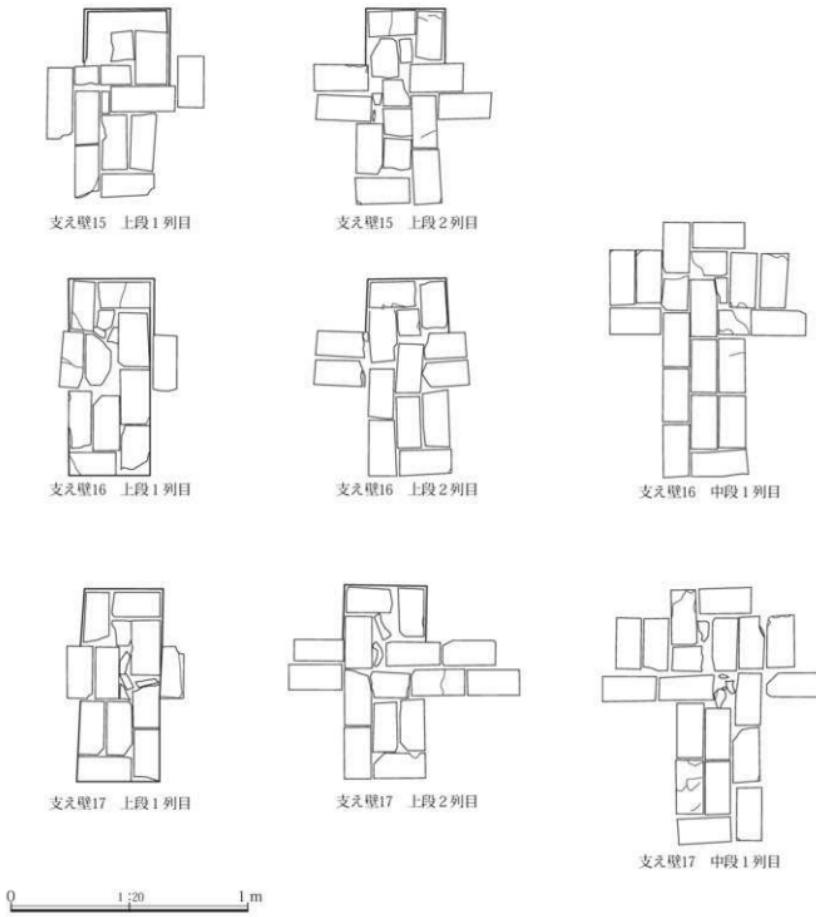


第12図 煉瓦護岸部分平面・立面図(5)



第13図 煉瓦護岸部分平面・立面図(6)





第15図 煉瓦積状況部分図(1)

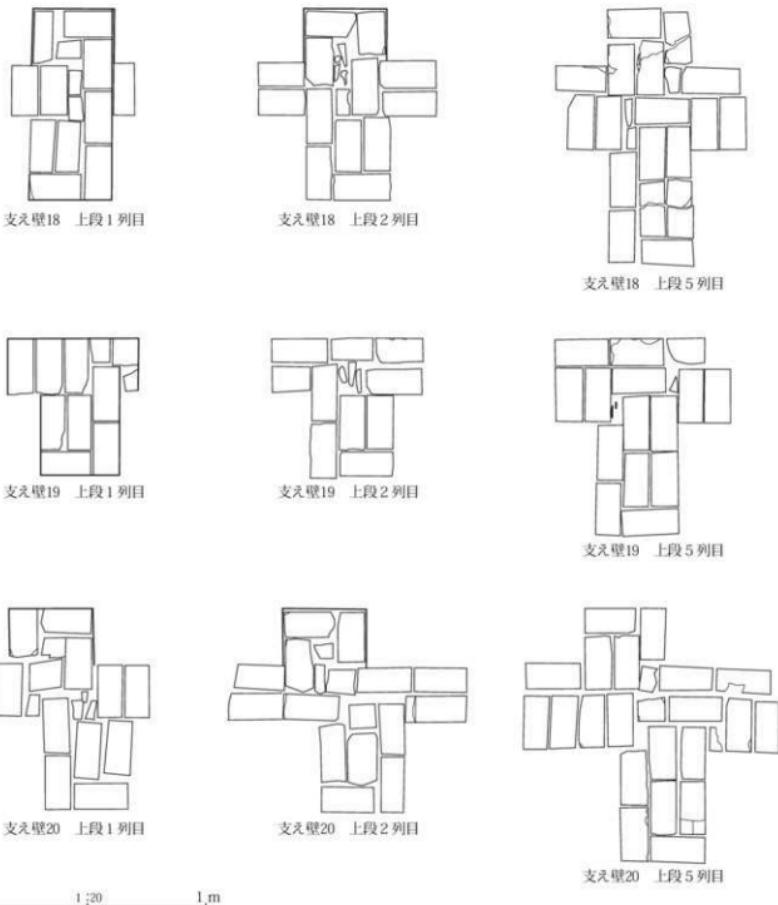
3. 3 水抜き穴

壁面には径5cm程の小型の鉄管を埋め込んだ水抜き穴が散見された。上述のように護岸壁の全ての面を露呈したものではないが、水抜き穴は59箇所を確認した。これらは単孔、或いは2穴、3穴が從位に配列されていたが、稀に上下で10cm程穴の位置がずれるものもあった。

これらの水抜き穴の配置に規則性はないが、西端部で

は1穴、2穴が交互に、支え壁5～9の間では1穴、3穴が交互に、支え壁11～23の間では1穴のものが多く、東部は2穴の箇所が多かった。

水抜き穴の左右の設置間隔は5.2～17.15mで、平均7.01m、10m以上のものを2間隔分とすれば平均6.95mとなる。また縦方向の設置位置は、西部では1穴で下段の上から6列、2穴では中段の下から2列目と下段の上



第16図 煉瓦積状況部分図(2)

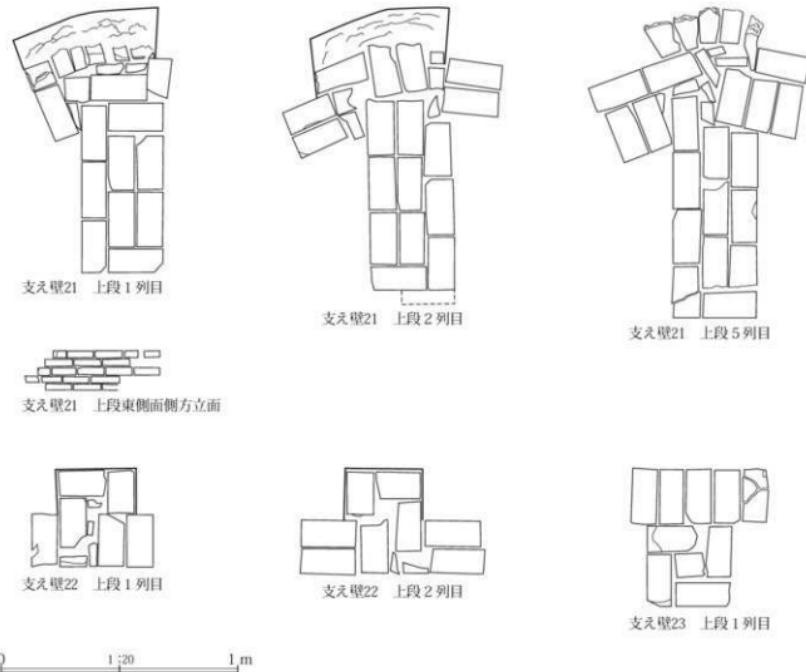
から9列目、中程では1穴の場合は下段の上から10列目、
2穴、3穴の場合は中段の下から2列目と下段の上から
6列目、14列目に設置され、東部では中段の下から2列
目と下段の上から9列目、下段の上から4列目と12列目
の煉瓦を穿って設置されていた。

また東部の東から2箇所目となる水抜き穴の下方、護
岸壁の下端で縦位置の小口に煉瓦が配列されている箇所

では、この部分の煉瓦が抜かれており、水抜きの機能を
有していたと思われる。

4 基 础

前述のように壁体の崩壊等の危険があったため、基礎
部分の掘削調査は表面については支え壁6付近、背面に
ついては支え壁14付近のみを調査した。



第17図 煉瓦積状況部分図(3)

支え壁6付近では煉瓦積底辺より約1mの深さまでを調査した。①～③層に分層され、それぞれの層厚は一定しないが、①層は層厚40～50cmのコンクリート層であり、背面側の壁体と支え壁両側には幅12cm、高さ12cmを測る階段状に持ち送られた整形が施され、煉瓦積底辺から30cm程のところに鉄筋が入れられていた。②層は層厚15～40cm程を測り、煉瓦、土管等の破片と礫で埋められており、③層の層厚は確認できなかったが残存厚5～25cmを測るもので、大きな礫の混じった砂利によって埋められていた。本層より下位の状況は確認できなかった。

また支え壁6付近では壁体表面の煉瓦積下端部から40cm程の位置に径6cm程の丸木杭が打設され、大凡この杭を境に上述の基礎の土砂等と河川堆積物が分かれていることから、この杭までが表面側の基礎の範囲と判断される。一方支え壁14の背面側では壁体背面より105cm程の

地点の垂直方向下方に、腐食した板状の木質が確認された。これにより基礎は表裏方向に幅185cm程、1m以上の深さに箱型状に掘削し、河川側と工場側に杭で固定した貫板で支保工を施し、その中に、砂利、礫や煉瓦・土管片、更にその上にコンクリートを流し込んで施工していたものと思われる。

5 背面の埋土

2番目の屈曲部東側の支え壁23の位置で、支え壁上段の背面端から1.2m幅、笠石上端から深さ1.7m程を掘削し、掘削底面までの状況を記録化することはできなかつたが、背面側の埋土の状態を確認した。

擁壁寄りには灰色粘質土や砂利を混入した土壤があり、その外側では、下位には礫や砂、上位には炭ガラを混入する土壤で埋められていた。

第2節 その他の遺構

1 埋設管

1. 1 1号埋設管(第12図、PL. 5)

1号埋設管は西側の屈曲部東の支え壁10・11間で、擁壁下位に設置されている。1号埋設管は煉瓦積護岸背面に確認されたもので、煉瓦積護岸の壁体から突き出した特厚管の土管で、ソケット部(117)とこれに接続する土管(116)から成る。尚、煉瓦護岸表面側(温井川側)は、1号埋設管に接続されている昭和40年代の護岸工事に伴つて施工されたと判断されるコンクリート構造物に阻まれ、調査することはできなかった。

本埋設管は壁体の上端から26~31列目に設置されている。土管と土管の接続部はモルタルで接着されている。また背面の土管の継ぎ手の下には横に長手2枚分、手前側に長手1枚分の煉瓦が3段以上積まれ、その上の壁体際に2個の煉瓦が縱列に置かれている。

1号埋設管はその製造年代が明治時代後期と判定されたことから、煉瓦護岸建設時には既に配管されていたもので、土管の継ぎ手の下に煉瓦で支えを作り、煉瓦を土管の形状に合わせて割りながら積み上げていったものと判断される。

1. 2 2号埋設管(第11図、PL. 5)

2号埋設管は西側の屈曲部東部、支え壁15の西際に確認した。2号埋設管は支え壁中段の6~9段の間に壁体を突き抜けるように設置されたものと、そのソケットに差し込まれた土管から成る。壁体に差し込まれた側の土管の表面側は切断されている。接続部はモルタルで補強され、背面側の土管(118)は埋め土の上に並べられた煉瓦片の上に設置されている。

この土管の時期は壁体の状況から2号埋設管は煉瓦護岸建設と同時に設置された可能性が高い。

2 消火栓(第11図、PL. 7)

支え壁14の背面側、壁体より2mの位置に鋼鉄管が確認された。この管は新町工場の温井川右岸部では工場内の建物群をカバーするように設置されたループ式の消火栓配管がなされていたものの一部である。

その設置年代は昭和初期に遡るものようである。

第3節 出土遺物

出土遺物には赤煉瓦、耐火煉瓦、磁器、陶器、ガラス、土管、鉄製品があった。赤煉瓦は煉瓦積護岸に使用されたものと、その基礎に使用され、或いは周辺の埋め土に投棄されていたものがあった。その他の遺物は周辺の埋土から出土したものであるが、何れも周辺紡績工場に関係する遺物と見られる。

1 赤煉瓦(第18~26図、PL. 8)

このうち赤煉瓦は刻印のあるものを中心して76個を図示したが、1~56は煉瓦積護岸の壁体或いは支え壁から取り外したものであり、57~76は周辺部から出土したものである。何れも日本煉瓦製造所敷免工場製で、刻印のあるものが多い。

2 耐火煉瓦(第26図、PL. 8)

耐火煉瓦(75~81)は何れも周辺部からの出土品である。何れも品川白煉瓦株式会社製である。

3 食器・瓶(第27~28図、PL. 9~10)

16支柱河内内トレンチセクションからはいわゆる国民食器の磁器碗(82)、三ツ矢サイダー瓶(83)の出土があり、周辺埋土からは磁器湯呑(84)、磁器碗(85~89・91・93・94・96~101)・皿(90・104~106)・丼(102・103)・碁子(110)・不明品(107)、美濃磁器碗(92・95)、瀬戸・美濃磁器東京碗(113)・皿(114)、白磁(111)、アメリカのオーエンス・イリノイグラスカンパニー製ガラス瓶(112)の出土があった。また岡谷の増澤商店製の土管と思われる陶器片(115)の出土があった。

4 紡績機器(第28図、PL. 10)

長野県岡谷の増澤商店製の磁器計数器(108)、集緒機(109)の2点があり、何れも周辺埋め土からの出土であった。

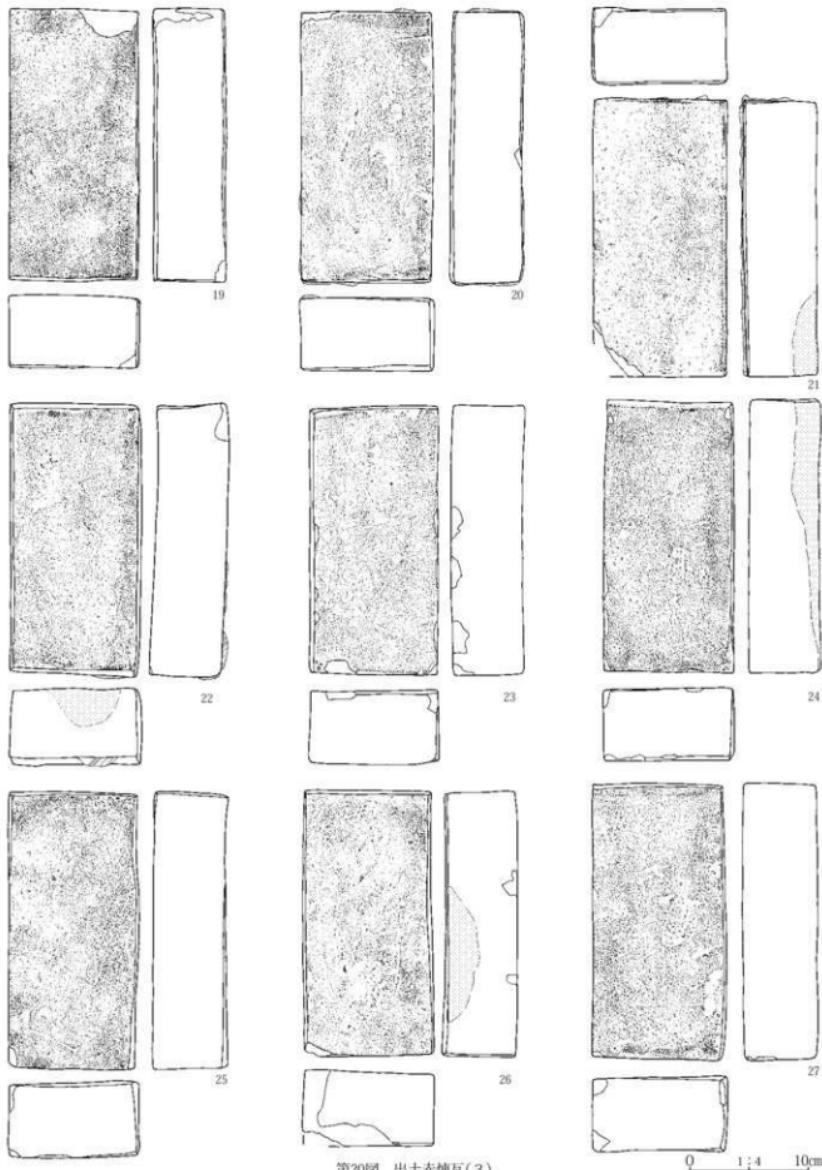
5 土管(第29図、PL. 11)

土管は1号埋設管に使用された特厚管2点(116・117)と、2号埋設管に使用された並管(118)1点を図示した。何れも愛知産のもので焼成は弱い。



第18図 出土赤煉瓦(1)







第21図 出土赤煉瓦(4)

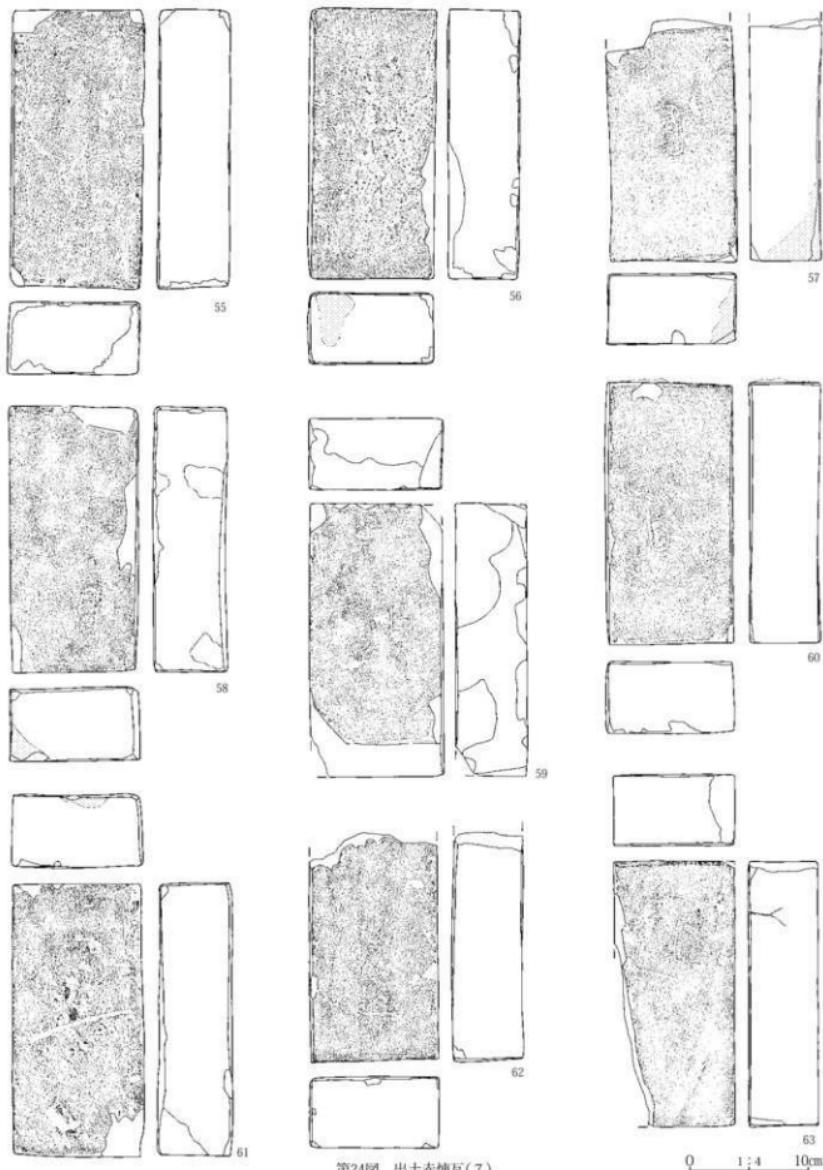
0 1:4 10cm



第22図 出土赤煉瓦(5)



第23圖 出土赤煉瓦(6)



第24図 出土赤棟瓦(7)

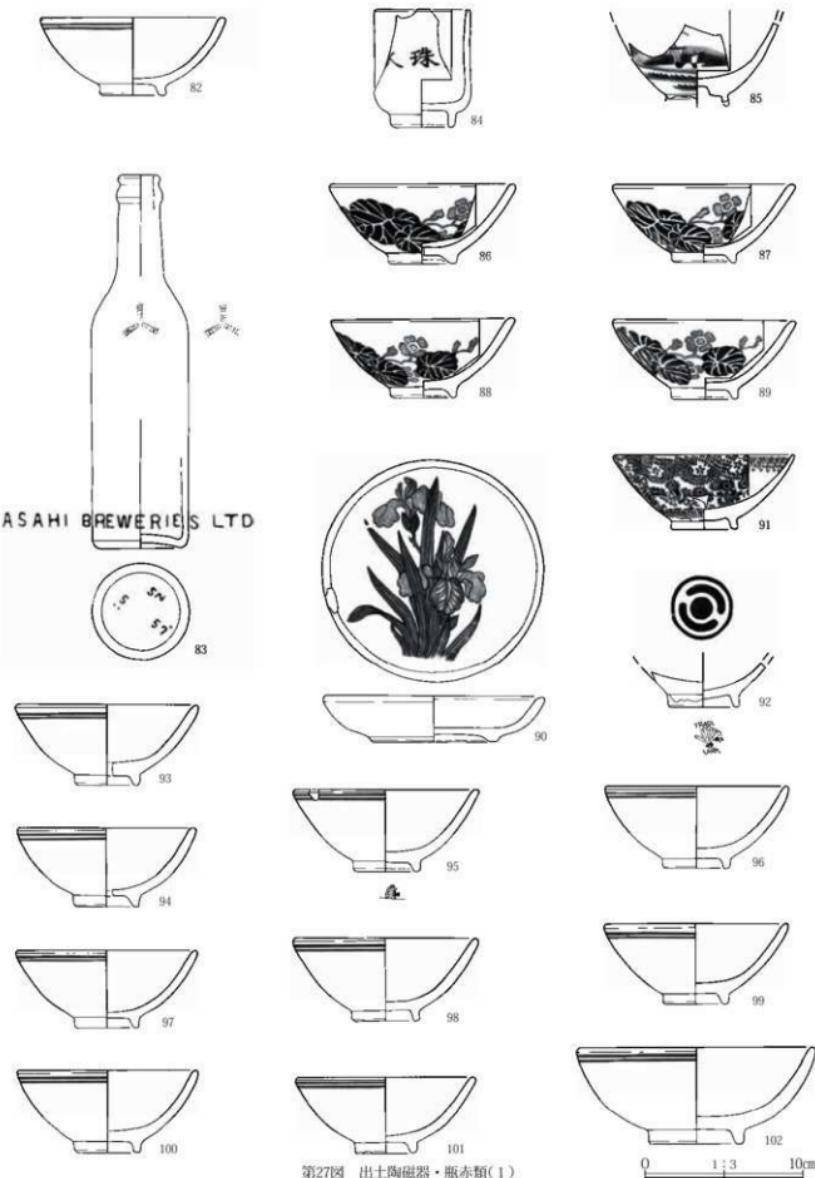
0 1:4 10cm



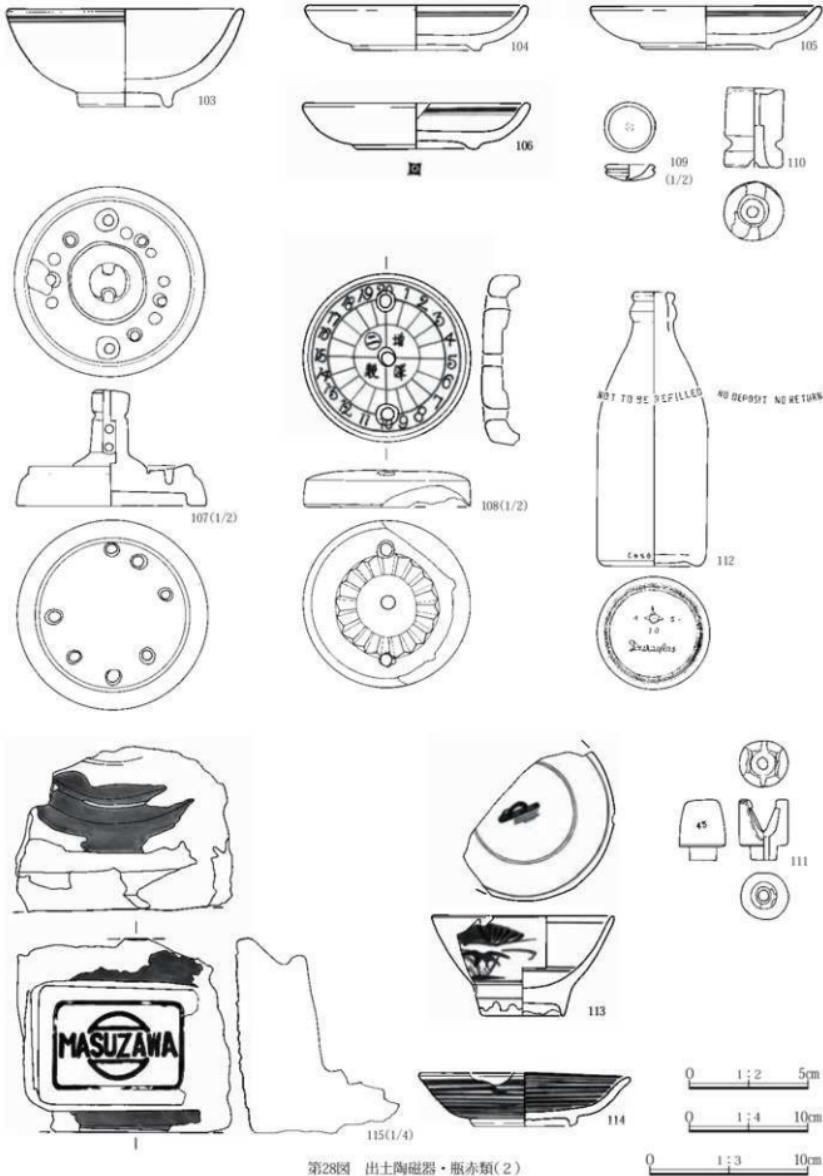


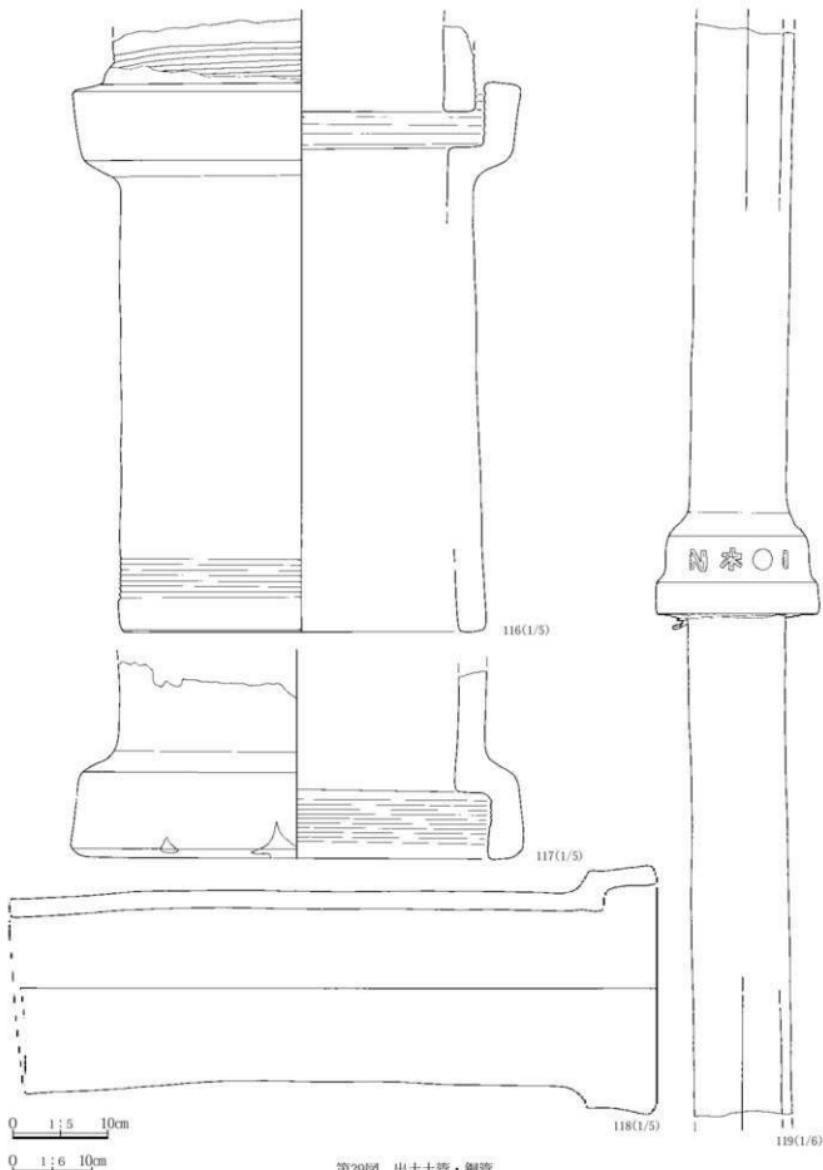
第26図 出土赤煉瓦(9)・耐火煉瓦

0 1:4 10cm

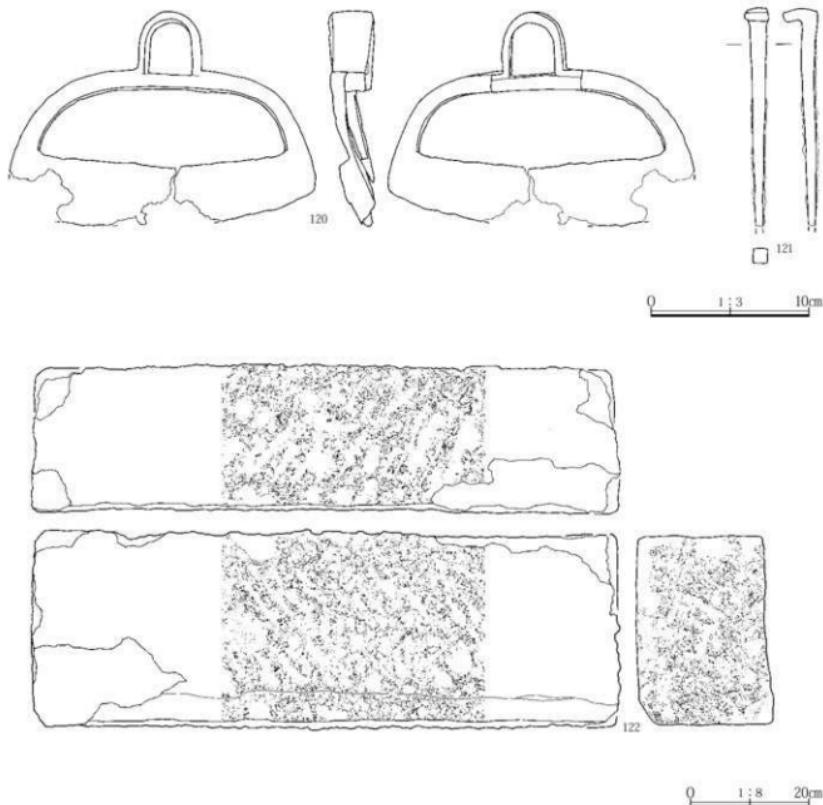


第27図 出土陶磁器・瓶赤類(1)





第29図 出土土管・銅管



第30図 出土鉄器・笠置石

6 鉄製品(第29・30図、PL. 11・12)

鉄製品としては、消火栓に用いられた鋳鉄管(119)、周辺埋め土から出土した浅鍤(120)と釘(121)があった。

7 笠石(第30図、PL. 12)

笠石は煉瓦積護岸の頂部に据えられていたもので、取り上げてきた1点を図示した(122)。笠石は大谷石(緑色凝灰岩)岩製で、直方体に加工されていた。

第4章 考 察

第1節 近代土木遺産としての煉瓦造護岸擁壁の文化財的価値

1 近代土木遺産の文化財的価値と評価

本項は公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団より調査資料の提供を受け執筆するものである。

(1) 文化財としての近代土木遺産

近代土木遺産の種類としては、橋梁、トンネル、鉄道、ダム・堰、水門、運河、港湾、護岸、灯台、発電所、上下水道等がある。現在も使われているこれらの近代の土木構造物が近世以前の寺社建築や跡跡などと同様に文化財として認知されるようになってまだ日は浅い。近代土木遺産を対象とした本格的な調査は、平成3年から5年に行った中部五県の近代土木遺産調査が最初である。

一方、近代の建築物については、昭和37年12月に日本建築学会に「明治建築小委員会」が発足し、昭和45年に『全国明治洋風建築リスト』(日本建築学会機関誌『建築雑誌』1月号)が発表され、昭和55年1月に『日本近代建築総覧』(日本建築学会、技報堂出版)が公刊されている。後者は幕末・明治期から第二次大戦終結までの近代建築リスト及び地方毎の分布や特色を述べた概説と特に注目する遺構の写真、及び韓国と台湾の近代建築、若干の橋梁やダムの土木構造物等で構成されている。近代建築の調査研究は近代土木遺産より約30年早くスタートしている。

(2) 近代化遺産として近代土木遺産

近代化遺産は、近代的手法によって作られた建造物で産業・交通・土木に関わる文化財を包括的に表す用語である。近代土木遺産が注目され本格的に調査対象となつたのは文化庁の近代化遺産総合調査事業が契機である。この事業は群馬県と秋田県が全国に先駆けて平成2年度に始まり、現在43府県が完了し、2都県が実施中である。現在、調査実施済みの33道府県から61件が近代化遺産として国の重要文化財として指定されている。また、国の登録有形文化財に登録された近代化遺産は1,800件にのぼり、全体の2割を占めている。近代化遺産では「近代化」という歴史的背景が重視されることから建造物を中心としたシステムとして捉えており、この点が従来の

重要文化財と大きく異なる。

(3) 近代土木遺産の評価方法

近代土木遺産の調査研究の指針となっている『建物の見方・しらべ方(近代土木遺産の保存と活用)』(ぎょうせい、平成10年)によれば、近代土木遺産の評価は「技術」「意匠」「系譜」の3点から行うべきであるとしている。そして、「技術」では年代の早さ、規模の大きさ、技術力の高さ、珍しさ、典型性、「意匠」では様式とのかかわり、デザイン上特質すべき事項、周辺景観との調和、設計当初のデザインに対する意識の高さ、「系譜」では地域性、土木事業の一環としての位置付け、故事來歴、地元での愛着度、保存状態を挙げている。

2 群馬県における近代土木遺産

(1) 既刊の調査報告書等に見る本県の近代土木遺産

本県の近代土木遺産に係る報告書としては7冊が発刊されている。しかし、これらの報告書は煉瓦造の建物、工作物、橋梁等の遺構は取り上げているが、当遺構と同種の煉瓦造による河川護岸擁壁の遺構は見当たらない。

(2) 群馬県の文化財指定・登録の近代土木遺産

国の重要文化財としては、碓氷峠鉄道施設(橋梁・隧道等、安中市松井田町)、丸沼堰堤(利根郡片品村)の2件が指定されている。なお、この碓氷鉄道施設は藤倉水源地水道施設(秋田市)とともに近代化遺産の国の重要文化財として最初に指定(平成5年8月)された遺構である。国の登録文化財としては、浄水場施設、配水事務所、鉄道施設、砂防堰堤等の53件(駅舎を含む)が登録されている。これらの遺構をみても当遺構と同種の煉瓦造による河川護岸擁壁の遺構は1件もない。

3 全国における煉瓦造による堤の遺構

当遺構は煉瓦造の護岸擁壁で堤¹に属することから、全国における煉瓦造による堤の遺構の残存状況について

みてみたい。土木学会が現存する重要な土木構造物2800選をまとめた『日本の近代土木遺産・改訂版』(注1の④)によれば、堤〔海岸・港湾、その他(擁壁等)〕の種別において煉瓦造の遺構は次に示す5件のみである。

- ①四坂港内埠頭頭(愛媛・宮窪町、煉瓦護岸、長さ118m)、明治35年(1902)
- ②堀川親水護岸(神奈川・川崎市幸区、鉄筋煉瓦造、長さ約300m)、大正13年(1924)
- ③久地陸閘(東京・世田谷区、煉瓦の陸閘(側壁のみ)、1ヶ所)、昭和8年(1933)
- ④玉川東・西陸閘(東京・世田谷区、煉瓦の陸閘(側壁のみ)、2ヶ所)、昭和8年(1933)
- ⑤羽田赤煉瓦堤防(東京・大田区、煉瓦防潮堤(薄い胸壁)、1600m(150mが完全な形))、昭和19年(1934)

4 群馬県における煉瓦造の近代化遺産

煉瓦造(木骨煉瓦造、木と煉瓦の混構造等を含む)の建築物及び土木構造物の状況を『群馬県近代化遺産総合調査報告書』(群馬県教育委員会、平成4年3月)よりみると次の通りである。

建築物の最古は明治5年(1872)の旧富岡製糸場東・西繭倉庫、繭糸場であり、最新は昭和5年(1930)の山賀酒店倉庫(前橋市總社町)である。一般的に大正12年(1923)の関東大震災以後、耐震的に劣ることから煉瓦造は用いなくなるといわれているが、それ以後も建てられている³。

土木構造物の最古は明治22年(1889)の碓氷鉄道施設の橋梁(安中市)と両毛線の橋梁(前橋市下増田、伊勢崎市

太田町・上植木本町・昭和町・曲輪町・安堀町)であり、最新は大正9年(1920)の碓氷社長尾工場取水門(渋川市中郷)である。

5 当遺構の文化財的価値

(1)当遺構の構造と特徴

当遺構は温井川の敷地境界に造られた、「たて壁」と「支え壁」からなる煉瓦造の「支え壁式護岸擁壁」であり、今回の実測調査範囲は64.7mである(第8～12・31図参照)。煉瓦の積み方は長手面と小口面を交互に積むイギリス積。煉瓦は「上敷面製」の刻印より日本煉瓦製造会社製⁴であることが分かる。その大きさは、(210×236mm)×(98～112mm)×(53～64mm)とばらつきが大きく、平均値は223.1mm×105.5mm×58.3mmである。目地はモルタルでその幅の平均値(たて壁面)は、横目地が7.9mm、縦目地が11.9mmである。

たて壁の高さはコンクリート基礎上部上端から3.36mとし、その上に笠石(大谷石、高さ22cm×幅25cm×長さ45～95cm)を置く。壁厚は下方ほど厚く、最上部を22cm、中間部を34cm、最下部を46cmとする。中間部の下部と最下部に金属製の水抜き管(径20mm)を2列又は3列で、約1.1～1.5m間隔で配置する。

支え壁の間隔(直線部の一般的な21区間)は、2.53～2.91mで平均値は2.72mである。支え壁の河川側はたて壁の壁体最上部側面より24cmの出で柱型を模した形とし、敷地側は下方ほど壁体からの出が大きく、最上部が35cm、中間が62cm、最下部が74cmとする(支え壁17)。

高さは河川側、敷地側ともたて壁と同じ高さであり、厚さは両側共35cmである。

たて壁及び支え壁の下部はコンクリート基礎(地盤)とし、上部が12cm厚、下部が35cm厚である。コンクリートはセメントが少ない貧調合のものである。コンク



写真1 河川側



写真2 敷地側(直線部)

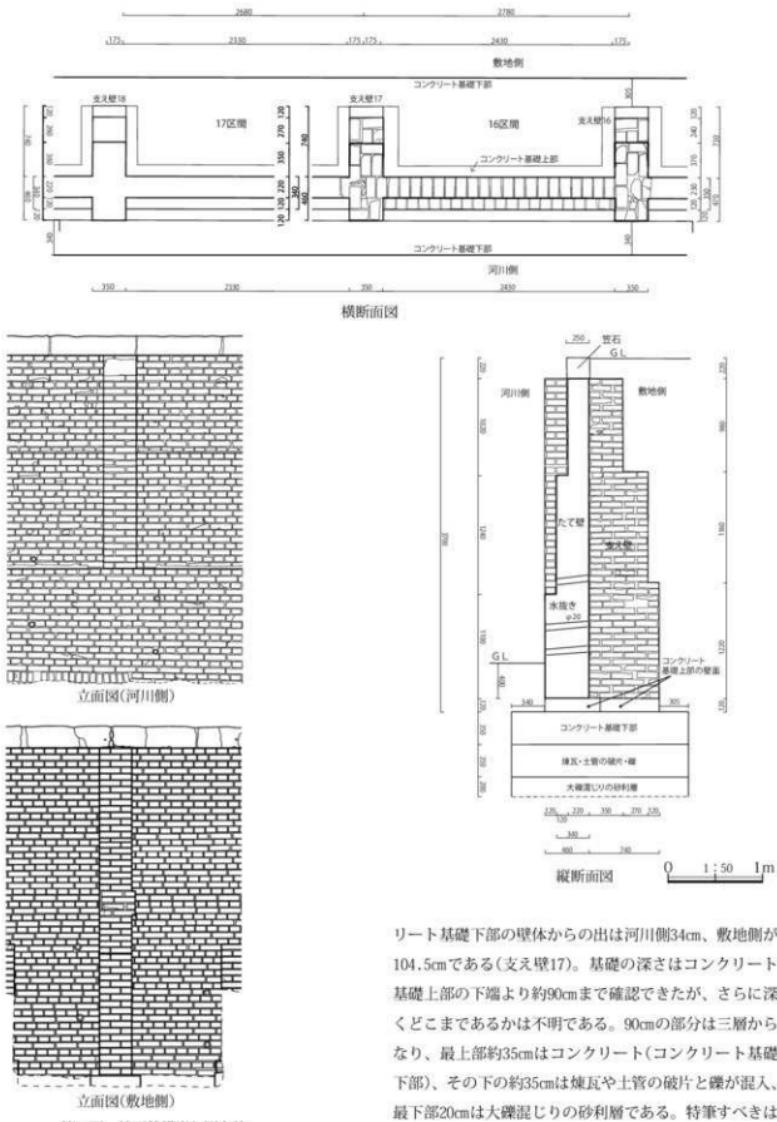


写真3 敷地側(屈曲部)



写真4 基礎底部(河川側)

写真5 増水時の当遺構
(クラシエフーズ㈱新町工場 提供)



第31図 煉瓦積護岸と測定値

* 全体平面図は第7図を参照。本項で掲載する図面はすべて公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団が筆者と協議の上作成したものである。

リート基礎下部の壁体からの出は河川側34cm、敷地側が104.5cmである(支え壁17)。基礎の深さはコンクリート基礎上部の下端より約90cmまで確認できたが、さらに深くどこまであるかは不明である。90cmの部分は三層からなり、最上部約35cmはコンクリート(コンクリート基礎下部)、その下の約35cmは煉瓦や土管の破片と礫が混入、最下部20cmは大礫混じりの砂利層である。特筆すべきは河川側においてコンクリート基礎下部の端部の下端から上約10cmの位置に鉄筋をシングルでたて壁方向に配筋し

ていることである。それと直角方向に配筋されているがその間隔、基礎の敷地側の配筋状況等は不明である。なお、コンクリート基礎下部から下には、測面に型枠を用いていたことが残存する板と杭の部材より推察できる。

敷地側において、調査で確認できたたて壁の壁面より約1.5mにおける深さ約1.5m部分の土質をみると4層になっていることが分かる。最上部の1層目約30cmは上からシルト、炭ガラ、シルトが10cmずつ交互、2層目60cmは小礫、炭ガラ(径約1cm)混じり(シルトとコンクリート片を含む)、3層目20cmは直上層より炭ガラを多く含む、最下部の4層目はシルトに礫(径1~5cm)と砂が混じっている。そして3・4層目の壁面から約15cmはシルトに多量の礫を含んだ層を配置している。これらから明らかなように、当遺構は、敷地側の地下水の排水と擁壁への圧力軽減のため下に行くほど炭ガラや礫を多く入れるなどして、現在の擁壁でも見られる裏込め⁵の工法を採用している。

なお、今回の調査では煉瓦壁体内部での鉄筋の有無は確認できていないが、壁自体の剛性、及びたて壁と支え壁の接続剛性確保のため鉄筋を探用していることが推定される。これは今後の調査課題の一つといえよう。

当遺構を現在よく用いられる鉄筋コンクリート造のL型擁壁や支え壁擁壁と比較してみると、背面の透水層が不十分である、控え壁の張り出しが小さい、水抜穴の数が少ない、エキスパンションジョイントを設けていない等のいくつかの問題点を指摘できる。しかし、裏込め工法の採用、頂部に笠石を置き、壁面を平坦ではなく柱型を模した突出壁や上下の壁厚の差により変化あるデザインとするなど評価すべき点も見られる。

(2) 建造年代

「護岸の築造年代」の項(41頁)では、建造年代を煉瓦、出土した陶磁器、及び『錦糸新町工場90年史』(昭和44年10月)における温井川護岸工事の記録から検討し、大正13年(1924)としている。一方、『旧新町屑糸紡績所内建造物調査業務報告書』(高崎市教育委員会、平成12年12月)の敷地配置図において、明治32~42年頃のものと、大正3年以降のものを比較すると、特殊精練室が建てられていた付近の温井川と敷地境界線が変わっており、当遺構がこの間に建造されたことが推定できる。

しかし、筆者は『錦糸新町工場90年史』は構造や工事区间全体が不明など不確実な点もあるが、記載内容が施工した延長、工期、工費、入札状況まで詳細に及ぶこと、『錦糸新町支店沿革史』(自家本、昭和8年編、よみがえり!新町紡績所の会発行(平成24年))の大正13年の項にも90年史と一致する工事内容が記されていること、明治43年(1910)8月の大水害により何らかの改修工事が行われた可能性もあることなどから、温井川護岸工事が当遺構の工事であると判断する。

(3) 設計者・施工者

設計者は不明であるが、施工者は『錦糸新町工場90年史』によれば前橋市の小曾根甚八(現小曾根建設)である。なお、小曾根甚八は近代和風建築として優れた建築である前橋市の臨江閣別館(明治43年(1910)、市重文)を施工していることで知られている。

(4) 当遺構の文化財的価値

管見であるが前述したように、当遺構と同種の遺構は群馬県では1件も報告されておらず、全国の煉瓦造による堤の遺構を見ても残存するのはたった5件である。当遺構は、群馬県及び全国的に見ても珍しく数少ない煉瓦造の支え壁式護岸擁壁である。建造年代が大正13年(1924)と判明していること、施工者や煉瓦製造元が判明していること、デザイン的に優れていること、現在用いない構造形式であり擁壁の構造及び技術の発展過程の一段階を示すものであること等から、貴重な近代土木遺産と考える。

当遺構は日本を代表する近代産業遺産の旧富岡製糸場と並ぶ重要な旧新町屑糸紡績所の今後の保存・活用において、欠くことのできない遺構といえよう。

1. 7箇の特許書はすべて通りである。

2. ①「日本近代技術史叢書」(日本建築学会、技術堂出版、昭和50年3月)、②「群馬県の洋風施設遺構」(群馬県教育委員会、昭和62年3月)、③「群馬県近代土木遺産総合調査報告書」(群馬県教育委員会、平成4年3月)、④「日本の近代土木遺産・改訂版」(平成22年7月)、土木学会、丸善出版、第1刷は平成17年12月)、⑤「ぐんまの土木遺産」(群馬県土木建設技術センター、平成10年9月)、⑥「ぐんまの土木遺産・第二集」(群馬県土木建設技術センター、平成17年6月)、⑦「群馬の土木技術」(土木学会会員支部群馬会、平成23年3月)。

2. 水があふれないように、湖面・川・池などの間に沿って土を高く盛り上げたものの、堤堤は、河川の水流を遮るために河川を横断して設ける工作物を指す。

3. 大田端は、高崎市で実験する煉瓦舗装についての基礎的研究(日本建築学会学術講演会要録2003年9月)で、富岡町で現存する7種中、明治期が3種、昭和初期が4種。前橋市で現存するものは、明治期が2種と報告している。

4. 埼玉県の郡上野原市で現存する明治期の土木技術研究会で設立された我が国最初の機械化による本格的煉瓦工場で、ドイツ人チードル(Christian Ziehl)が指導にあつた。

5. 石垣や柳壁などのその後に押込んだ土砂や砂利中に削削石を指す。壁面を安定させ、かつ背面の排水をよくするためのもの。

第2節 煉瓦護岸の築造年代と主な出土遺物

煉瓦護岸の築造年代と特徴的な遺物

1. 護岸の築造年代

煉瓦護岸の築造年代について記録、煉瓦、基礎部分から出土した陶磁器の3点から検討する。

記録

現段階で煉瓦護岸築造を示す記録は『鎌倉新町支店沿革史』(以下沿革史と略す)大正13年の項にみえる「温井川護岸工事地形コンクリート壁煉瓦積」という記述のみである。沿革史以外では、煉瓦という記載はないが、『鎌倉新町工場90年史』(以下90年史と略す)に以下のようない記述がある。

温井川護岸工事なる

大正13年(…中略…)

同年7月に着工の温井川護岸工事は、11月30日には竣工をみるに至り紡績工場裏の土地を買収し、新構内を貫通する道をつけ替えた。なお護岸工事の内訳は現在の精錬裏から鐘栄橋の間で

1 工事延長 161間5分 (約293.6m)

2 起工 大正13年6月26日

完工 大正13年11月2日

3 工費 会社予算は42,985円62銭5厘

4 人札状況

新島 清吾(高崎市柳川町) 42,800円

小倉伝兵衛(邑楽郡大島村) 50,399円

小曾根甚八(前橋市南曲輪町) 41,857円

石井喜三郎(〃) 49,687円50銭

この結果、小曾根甚八が落札、工事は同氏にゆだねられ 完工をみた。

今回調査した煉瓦護岸は鐘栄橋より上流側で、クラシエフーズ工場敷地西端から直線で約65mの間である。現在の鐘栄橋から工場敷地西端までの距離は約212mであり、90年史に記された161間5分(約293.6m)より短い。確認された煉瓦護岸が屈曲していることを考慮しても、鐘栄橋より東側に延びていた可能性がある。

調査時には昭和44年から同48年の間に造られたコンクリート護岸があり、この護岸を撤去して煉瓦護岸を確認

している。調査した煉瓦護岸が沿革史と90年史に記された「温井川護岸」よりも古くと仮定すると、中間に別な護岸かその痕跡が存在するか、煉瓦護岸がより新しい護岸に壊されている可能性が高いが、そのような状況は認められない。また、護岸が大正13年より新しいと仮定すると、煉瓦規格や煉瓦造りである点に疑問が残る。沿革史と90年史で大正13年に「温井川護岸」について記述するということは、それ以前に護岸が存在していなかったと考えられ、調査した煉瓦護岸は沿革史と90年史に記された「温井川護岸」の可能性が高い。

煉瓦

護岸に使用された煉瓦は、確認できた押印鉢すべてが「上敷免製」であることから、日本煉瓦製造上敷免工場の製品であることは明らかである。「上敷免製」押印鉢には隅丸長方形と梢円形の2種があるが、護岸に使用されたのは梢円鉢押印のみである。「上敷免製」押印煉瓦は一般的に明治時代、「日煉」が大正時代、「日本」が昭和時代といわれており³、沿革史と90年史に記された年代と齟齬が生じる。したがって、「上敷免製」梢円鉢押印が大正時代にまで下るか否かが問題となる。

そこで、新たに判明した例を含め、明治末以降に使用された煉瓦の「上敷免製」押印を提示し、大正時代にも使用されていた事実を示すこととする。

1. 明治44年(1911)

旧丸山変電所(第32回)

丸山変電所は碓水線の電化に伴い明治43年に基礎工事が完了し、翌明治44年に電気設備が完成していることから、明治44年完成と考えられている煉瓦建物である。この建物窓枠に右「上敷免製」梢円鉢押印の煉瓦が使用されていた⁴⁻⁵。

2. 大正2年(1913)

旧安田銀行担保倉庫：群馬県前橋市住吉町2-10-2

外壁の漆喰欠落部分で右「上敷免製」梢円鉢押印煉瓦が確認されている⁶。

3. 大正3年(1914)

小針落伏越：埼玉県鴻巣市赤城 (写真6)

天板に複数の右「上敷免製」梢円鉢押印が認められる⁷。

4. 大正9年(1920)

カネタの煙突(上田市指定建造物) (写真7)

長野県上田市上丸子404に所在した。カネタ製糸場のボイラー煙突として大正8年(1919)に基盤工事が開始され、大正9年(1920)に完成している⁶。平成7年に危険防止のため上部が解体された際の煉瓦が、絹糸紡績資料館に展示されている。煉瓦は胎土・焼成・色調・成形痕から上敷免製と推定され、楕円枠内の右端に「上」が明瞭に読み取れ、左横に「敷」らしき文字も確認できる(写真8、9)。また、現地に保存されている煙突基部付近には解体した際に残されたと考えられる煉瓦が置かれており、その中に明瞭な右「上敷免製」楕円枠押印が認められる(写真10、11)⁷。写真に示した煉瓦の大きさは225mm×107mm×59mm、224mm×106mm×57mmである。

以上、明治40年代から大正8・9年の建造物にも右「上敷免製」楕円枠押印が認められ、この押印を有する煉瓦の使用年代は明治末年から大正8・9年を含むことは確実視される。また、カネタの煙突に使用された煉瓦が約10万個と推定されていることを考慮すると、煉瓦製造年代と考えても良いであろう。

煉瓦規格

護岸に使用された煉瓦の大きさは、210mm～236mm×98mm～112mm×53mm～64mmとばらつきが大きく、平均値も223.1mm×105.5mm×58.3mmであり、並形、東京形、作業局形などの規格⁸を特定できない状態である。しかし、少なくとも日本標準規格(JES)8号(普通煉瓦)の210mm×100mm×60mmとは異なり、旧規格煉瓦であることは明らかである。また、大正8・9年に建造されたカネタの煙突に使用されていた煉瓦と同一規格の可能性が高い。

沿革史と90年史によると、温井川護岸の起工は大正13年6月とされる。大正13年は日本標準規格(JES)が制定された年であり、この規格との関係についても触れる必要がある。煉瓦の日本標準規格は大正13年とする文献と14年とする文献⁹があり、1年の違いは温井川護岸にとって大きな問題となる可能性がある。

日本標準規格の基本史料となる商工省『日本標準規格(縮版)第壹編』「規格番号第8号普通煉瓦」の項に「決定年月日 13.3.27」、「告示年月日 14.9.18」と記されている(第33図)。告示内容を記した頁には「大正十三年三月二十七日決定」と記されており(第34図)、刊行が昭和

2年であることから、告示は大正14年9月18日である¹⁰。したがって、日本標準規格は告示をもって実行に移されたと考えるのが妥当である。

しかし、昭和9年の『日本標準規格ニ依ル工業品製造者名簿』には、大正14年告示の日本標準規格による普通煉瓦製造者は「日本煉瓦製造株式会社亀有工場」しか記されておらず、「上敷免工場」は空洞煉瓦の項に記されている¹¹。日本煉瓦製造株式会社の上敷免工場は、昭和初期においても日本標準規格の普通煉瓦を生産していなかつた可能性すらある。加えて、『日本煉瓦100年史』の年表には、昭和4年(1929)、「赤煉瓦旧寸法(東京型)」廃止(関東地方煉瓦業者協定)という記載がある¹²。また、昭和3年(1928)の旧丸山変電所蓄電池室大改造時に使用された煉瓦も建築当初の煉瓦と同じサイズである¹³。

以上煉瓦規格について述べてきたが、大正13年起工、同年完成の「温井川護岸」に、日本標準規格8号以前の旧規格煉瓦が使用されていても問題がないどころか、使用されていて当然という状況であったことが判明した。

基礎部分から出土した陶器

煉瓦護岸最下部には捨てコンクリートが敷かれ、捨てコンクリート下には礫や煉瓦片などが埋められ、その中に陶器などが含まれていた。基礎下部に設定したトレーナーからは、口縁部外面に細い緑色2重團線の下絵(クロムカ)が施された碗(第27図8)が出土している。トレーナーの断面観察から、出土した層は護岸下部に統いため、煉瓦護岸はこの碗より新しいことは明らかである。この緑色2重團線を施した食器は、国民食器と通称される。国民食器が生産・使用された年代は明確ではないが、美濃窯業では大正9年に片倉社からの受注品が「当社のグリーン線集団給食用食器の原点」となったとされている。また、昭和25年には「集団給食用食器の受注が増加し」大型窯を築造して増産している。「その後、集団給食用食器は高級デザイン」の受注が増加している¹⁴⁻¹⁷。昭和25年段階の集団給食用食器のデザインは不明であるが、生産者識別番号入りの緑色2重團線入り食器が存在するため、昭和25年頃まで存在した可能性がある。

国民食器の生産は、大正中・後期から昭和20年代と考えられるが、本遺跡出土国民食器に生産者識別番号を付した例が皆無であることから、生産者識別番号以前の製品の可能性を考えておきたい。



写真6
小糸落伏越全景（上）と
右「上敷免製」楕円枠
押印（左）



写真8 カネタの煙突基部に置かれていた煉瓦



写真7
カネタの煙突現況（左）



写真9
糸紡績資料館に展示されているカネタの煙突煉瓦



写真10
糸紡績資料館に展示されているカネタの煙突煉瓦押印



写真11 カネタの煙突基部に残された煉瓦押印

目 次									
規格番号	規格名	規格							
規格1号									
規格2号									
規格3号									
規格4号									
規格5号									
規格6号									
規格7号									
規格8号									
規格9号									
規格10号									

第33図 商工省工務局『日本標準規格（範刷）第壹輯』目次
国立国会図書館デジタル化資料より

第34回
商工省臨時産業合理化局「JES日本標準規格(縮版)合本第一巻」
第8号　頁1



第35図
満留安合資会社昭和八年度版カタログ掲載の切断計数器
右側(No.116)の計数器が遺跡出土品と同型



写真13
鈴木組喜多方製糸所再繕工場の絵はがき(部分)
上部に手動切断計数器が並び、それぞれ異なった数値を示している



写真12 鈴木組喜多方製糸所再織工場の絵はがき 上部に手動切断計
動照が並んでいます



写真14
上田市立丸子郷土博物館蔵の木製再縫機(上)と取り付けられた手動式縫合器(下)

このトレンチからは三ツ矢サイダー瓶(第27図83)も出土しているが、「ASAHI BREWERY」の浮き文字がある。朝日麦酒は1949年(昭和24年)の大日本麦酒株式会社の分割により設立しており¹⁹、これ以降の瓶であることは確実である。この点は今まで述べてきた年代と合わない。しかし、この瓶は国民食器が出土した層位より1層上位から出土していて、国民食器と同一層位からの出土ではない。瓶が出土した層は、国民食器出土層に比して砂粒が均一で細かく、捨てコンクリート下の層に続かないよう見える。また、出土したサイダー瓶の体部外面上・下位は摩滅しており、使用時のあたりのみでなく、多少ローリングを受けている可能性があり、浮き文字と三ツ矢マークもかなり摩滅している。以上のことから、サイダー瓶が出土した砂層は温井川の河川堆積層と考えられる。

以上、記録や護岸に使用した煉瓦、出土遺物の年代を検討してきたが、発掘調査した煉瓦護岸は沿革史と90年史に記された大正13年に着工・完工した「温井川護岸」と考えられる。また、古い煉瓦の利用や再利用の可能性を考える必要もないであろう。

II. 特徴的な遺物

調査地点は旧新町肩糸紡績所のあった場所として知られている。旧新町肩糸紡績所は明治10年に官営工場として創設され、明治20年に三越得右衛門に払い下げられる。その後、紡糸紡績会社、鐘淵紡績株式会社と所有者を変え、現在ではクラシエフーズ株式会社新町工場として稼働している。

今回出土した遺物のほとんどは、鐘淵紡績株式会社期のものである。ここで紹介する2点の遺物もこの時期の製品である。

1. 集緒機(第28図109)

集緒機は綿糸機の部品のひとつである。この部品は綿糸紡績には使用しないので、鐘淵紡績株式会社時代の製糸工場で使用されていたものであろう。

2. 切断計器(第28図108)

銅板転写で周間に1~20までのアラビア数字、中央に「増澤○製」と記されている。「増澤」は製糸関係機器を扱っていた増澤商店である。今回、増澤商店のカタログを確認できなかったが、増澤商店同様、製糸関係機器を扱っていた満留安合資会社の昭和8年度版カタログ²⁰に同様の磁器製品が「揚げ返し機の切断計器」として掲載

され(第35図)、再織工場の絵はがきにも計数器が写っている²¹(写真12・13)。また、上田市立丸子郷土博物館には、計数器が取り付けられた状態の木製再織機が保管されている²²(写真14)。他にも増澤商店のマーク内に「MASUZAWA」と記したネームプレートがはめ込まれた陶管が出土しており(第28図115)、増澤商店から購入した製糸関連機器を使用していたことがわかる。

90年史によれば、鐘淵紡績株式会社新町工場は大正9年に製糸工場を新設している。その後、織糸機を何度か入れ替え、昭和9年に増澤式多条織糸機176台を設置、同14年には増澤式多条織糸機に統一され、360台という全国第二の設備となった²³。増澤式多条織糸機導入以前でも、増澤商店から機器を購入していた可能性はあるが、陶管や揚返し機などの関連機器も増澤式多条織糸機導入に伴って入れ替えた可能性も考え得る。

III. 護岸埋土出土遺物

陶磁器

今回調査した煉瓦護岸の工場敷地側埋土からは、煉瓦や陶磁器が出土している。陶磁器のほとんどは口縁部にグリーン2重輪線を施した厚手の碗皿で、国民食器とも称される集団給食用食器である(第27・28図93~106)。これら以外にも同文様の銅板転写平碗4点(第27図86~89)が出土しており、工場用食器と考えられる。また、小片であるが、鐘紡の会社マークが銅板転写された碗(第27図92)も出土しており、先の集団給食用食器や銅板転写の碗や皿とともに鐘淵紡績株式会社時代の工場用食器と考えられる。したがって、出土陶磁器の多くは鐘淵紡績株式会社時代のものが主体を占める。なお、鐘紡の会社マークを下絵付けした碗は、高台内マークから美濃窯業製と考えられる²⁴。

煉瓦

煉瓦護岸敷地側理土からも煉瓦が出土しており、普通煉瓦と耐火煉瓦の二種がある。普通煉瓦の多くは護岸に使用されたものと同規格で右「上敷免製」横円鉢押印が認められる。上敷免製以外の押印は認められないが、右「上敷免製」隅丸長方形鉢押印が2点認められる。隅丸長方形鉢押印は、護岸解体調査で確認した煉瓦には認められず、規格も異なっていることからより古い年代と推測される。

上敷瓦製以外では手抜き成型煉瓦が出土している。手抜き成型煉瓦は厚さが薄く幅広であることから、鐘淵紡績株式会社時代以前の可能性がある。

普通煉瓦以外では耐火煉瓦が出土している。耐火煉瓦の多くは品川白煉瓦(第26図77～80)のものである。品川以外では、岡山県備前市に現存する「三石耐火煉瓦株式会社」製が1点認められる³¹(第26図81)。同社の耐火煉瓦は、東京都内のみでなく旧富岡製糸場でも見受けられ³²、広範に流通していたようである。他に「前」横円柱押印(第26図76)や押印のない耐火煉瓦(第26図75)も出土しているが、製造会社は不明である。

- 1 「鐘嶺新町工場沿革史」及び「明治大帝宮幸記念 鐘嶺紡績(株)新町工場沿革記念」よりかねえり!新町紡績の会 2012年「鐘嶺新町工場沿革史」は鈴嶺新町工場 1933年開業
- 2 「鐘嶺新町工場の歴史」鐘嶺紡績工場跡地活用監修委員会 1900.10.67 - 68頁
- 3 ハンフレットなどでこのような記述を見かける。
- 4 日本瓦製造株式会社「日本瓦100年史」日本瓦製造株式会社 1990. 321頁「創立仕上用印(明治、大正、昭和各時代)として上敷瓦製」、「瓦焼」、「日本の瓦創刊記号」が掲載されているが、この記述も根拠のひとつとなっているであろうか。
- 5 指定前、廃屋の状態の時の人々の手書き。
- 6 公益財団法人 文化・創造産業技術協会水戸鉄道施設庵池(旧良山庵) 2種保存修理工事報告書 松井田邦 2002.7.168頁「上敷瓦質 瓦池が残されていることが報告され、右「敷瓦質 瓦池の印字」が開設されている。
- 7 中山千九郎、中山千吉「平安銀行保険部の開拓組合(新橋品川市場組合)の資料」協同組合新橋品川市場 2007.3.17頁にカレー写真で掲載されている。
- 8 「カタログ」ホームページ内の「きまぐれな解説」、「埼玉県の煉瓦焼」で得た資料をもとに筆者が証明記述し、写真撮影を行った。埼玉県浦和市役所は撮影を行った後下流側の所在である。
- 9 「丸子の文化史 第三集」丸子町教育委員会(現丸子町) 2000.3.33-34頁「新規資料館の煉瓦模型と写真撮影、模型に関しては、シナオケンシ株式会社「新規資料館の模型」、中守明治が高配してある。
- 10 「日本の赤瓦 1854-1923(横浜開港資料館) 1985.4.44頁
- 11 「赤瓦の歴史」イエヌ・アンド・アソシエイツ 3月号では大正3年とある。
- 12 木村泰一郎「日本煉瓦の研究」法政大学出版局 1999.3.182-184頁では大正4年とする。既に、木村氏によると後年まで日規規格が製造されていたことをその可能性について触れている。
- 13 商工省工務局「日本標準規格(通称)第壹編」土建局工政課 1927.3.13次、第8号 1.2頁「普通煉瓦の日本標準規格(通称)E8 鉄筋は、20mm×100mm、商工省工務局専門会議による日本標準規格ニ依ル工業品製造者名簿(第二版)」商工省 1934.2.6頁
- 14 注文書 413頁 年表
- 15 注文書 168頁 昭和3年(1928)の蓄電池空室改造時の煉瓦には押印が見つからなかったが、「寸法、形状、色ともに当初焼成と酷似」と報告されている。報告書では指摘していないが、昭和3年においてもJIS規格ではない点は非常に重要な点である。当時煉瓦はさくらうる寸法ではあつたが、100mm×58mmが標準と推定されている。この大きさは、今回調査した付近の煉瓦とほぼ同じであり、同じ規格の煉瓦であった可能性を示すものである。
- 16 稲葉司「国民食糧について」「番号に付されたやひもの」端島田陶器資料館 2012.3.43-47頁
- 17 「美濃窯業社史」1918-2002 83年の歩みー!美濃窯業株式会社 2002.12.25-78頁
- 18 河野昭三「ビジネスの生成—清涼飲料の日本化ー増補三訂版」美空堂 2009.10.187-188頁
- 19 「CATALOGUE MARYASAYA FILATORIES WACHINE AND ACCESSORIES」満留安賀販賣会社刊行不不明 文部省「昭和八年度用」の書き込み。昭和6年の統計が含まれており、昭和7年から8年初期の刊行と推定される。第6回。
- 20 「赤穂工場(赤穂市多摩原町所持)」はがき・筆者蔵
- 21 上記の「はがき」は筆者蔵に複数枚有りて筆者蔵。
- 22 「文政 131 - 140」
- 23 注文書「笠置カラーリー規制のマークと同様である。
- 24 竹内耐火「耐火煉瓦の歴史 一セラミックス史の「断面耐火煉瓦」」内田老舗 国 1996.6.42-106頁
- 25 片野謙介「笠置カラーリー」笠置製糸場 内容確認調査報告書 1 南都市教育委員会 2013.3.103頁

おわりに

以上のように新町戸崎遺跡の発掘調査成果を報告した。詳細は繰り返さないが、本遺跡で調査した主たる遺構は煉瓦積護岸であった。この護岸は大正13年(1924)に鐘嶺紡績株式会社の発注により前橋の小曾根甚八が埼玉県深谷市の日本煉瓦製造の煉瓦を用いて施工したものであった。

ご鑑定を戴いた村田敬一先生の調査によれば、この煉瓦積護岸は支え壁式護岸擁壁という種類のものであり、煉瓦積の護岸擁壁は国内でも珍しいもので、県内では唯一残されていたものであること、一般的に煉瓦構造物の建築が少なくなった関東大震災後の建築であること、施工者が明治していることなど貴重な遺構であることが確認された。

また出土遺物の検討により、構造年代に齟齬がないことは確認されたものの、とこなめ陶の森資料館の中野晴久先生のご鑑定により1号埋設管は明治時代後期に敷設された可能性の高いことが確認され、煉瓦護岸はこれを閉塞しないように築かれたことも確認できた。

本県はかつて養蚕から紡績までの絹糸生産を基幹産業とし、多数の紡績工場を抱えていたが、内務省勧業局系紡績所をその初めとする旧鐘嶺紡績株式会社新町支店工場もその一つであった。本煉瓦積護岸工事は同社の施設整備の一環として行われたものであるが、本煉瓦造護岸はその象徴的な遺構の一つであった。

最後になるが、藤岡土木事務所、群馬県教育委員会文化財保護課、高崎市教育委員会文化財保護課、クラシック株式会社新町工場、並びに関係各位に謝辞を申し上げて稿を閉じたいと思う。

- 【参考文献】第4回以外
 鐘嶺紡績所「新町工場沿革史」よりかねえり!新町紡績の会 2012年「鐘嶺新町工場沿革史」及び「明治大帝宮幸記念金鐘嶺紡績(株)新町工場」表紙解説、所蔵:18
 財团法人群馬県建設技術センター(1998)「ぐんまの土木遺産」
 財团法人群馬県建設技術センター(2005)「ぐんまの土木遺産 第二集」
 群馬県知事官房(1987)「多野郡村誌」、群馬県文化振興事業団上野郡村誌7 多野郡
 群馬県教育委員会(1992)「群馬県近代化遺産総合調査報告書」
 群馬県教育委員会(1997)「群馬県歴史の調査報告書第1集 歴史の調査報告書 中山道」(決定版)
 群馬県史編纂委員会(1987)「群馬県史 資料編21 近代化編5」
 群馬県史編纂委員会(1991)「群馬県史 通史編21 近代化編1」
 群馬県知事官房(1980)「多野郡誌」、群馬県文化振興事業団上野郡村誌7 多野郡
 群馬県土木環境河川課(2002)「神流川頭流城河川整備計画」
 群馬県史編纂委員会(1987)「新町町史」
 群馬県多野郡新町役場(1947)「新町町史百年史」
 社団法人全国国土調査会(1979)「日本の自然と土地利用」、高崎経済大学付属産業研究所「群馬・産業遺産の諸相」77-91
 群馬市史編纂委員会(2004)「新宿郡史通史編4」
 多野郡移行地方誌編集委員会(1976)「多野郡郷土方誌」-
 群馬県監修(2010)「日本近代建築大系(東日本編)」、株式会社講談社

種別 PL.No.	種類 種	出土位置 残存率	測定値(cm)			胎土/焼成/色調 石材・素材等	成形・整形の特徴	備考
			長 幅	厚	幅			
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	15支柱2段目表 ほぼ完形	22.4 10.3	厚 長幅	5.8	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	16支柱2段目 完形	21.0~ 10.1	厚 長幅	5.5	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。湾曲する。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	16面19目12個 目表面 木口欠	21.6 10.5	厚 長幅	5.6	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	17面19目12個 目表面 ほぼ完形	22.4~ 10.0~ 10.4	厚 長幅	5.7~ 6.1	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。やや歪む。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	17面19目15個 目表面 ほぼ完形	22.4~ 10.8	厚 長幅	5.8	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。やや歪む。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	18面19目6個目 表 ほぼ完形	21.8 10.1	厚 長幅	5.8	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	18面19目12個 目表 ほぼ完形	22.3~ 10.7	厚 長幅	5.6~ 6.3	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。一方の長手側が焼け縮む。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	19支柱1目裏 面 ほぼ完形	22.8 10.8~ 11.0	厚 長幅	6.2~ 6.4	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。やや湾曲する。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第18回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	18支柱1列目裏 面 木口面一部欠	22.5 10.7~ 10.9	厚 長幅	5.9~ 6.1	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に横円鉛押印があるが、 不鮮明で判別不能。13mm×23mmの横が1個同じで「上 敷免製」がこの部分で切断時の段差が生じている。押印枠の大 きさから「上敷免製」であろう。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	16面19目1個目 裏面 1面の木口欠	— 10.2~ 10.5	厚 長幅	5.9	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。13mm×23mmの横が1個混じり、この部分で切 断時の段差が生じている。押印枠の大きさから「上 敷免製」であろう。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	16面19目3個目 裏面 採取時に一部欠	22.0 10.5	厚 長幅	5.8	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。長手面から平にかけて焼成時のヒビが3力所 あり、モルタルが入り込む。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	16面19目5個目 裏面 ほぼ完形	22.0 10.2~ 10.5	厚 長幅	5.8~ 6.0	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。長手面から平にかけて焼成時のヒビが1カ所 あり、モルタルが入り込む。平に焼け跡があり、その部分で切断時の段差が生じている。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	17面19目8個目 裏面 1面の木口欠	— 11.0	厚 長幅	5.9	焼 やや軟質	平に輪縞状切断痕。1面の平に押印があるが、不鮮 明で判別不可能。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	25支柱1列目表 面一部欠	22.8~ 10.0~ 10.4	厚 長幅	5.6~ 6.0	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。一深焼け縮む。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	23面1列目6個目 裏面 完形	22.1~ 10.4~ 10.8	厚 長幅	5.8~ 6.0	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。やや湾曲。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	15支柱1列目裏 面 完形	21.9~ 22.4 10.0~ 10.4	厚 長幅	5.3~ 5.8	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。一方の角が焼け縮む。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	19面2列目3個目 裏面 完形	22.3 10.1~ 10.3	厚 長幅	5.8	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。やや湾曲。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第19回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	17面2列目5個目 裏面 完形	22.4 10.1~ 10.5	厚 長幅	5.8	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。長手側がやや湾曲。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第20回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	23面1列目7個目 裏面 一部欠	22.5 10.6	厚 長幅	5.9	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」横円鉛 押印。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第20回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	21面1列目表面 完形	22.6 11.0	厚 長幅	5.8	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に横円鉛押印。右端に 「上」らしき文字が見え、枠形状から「上敷免製」であ ろう。図示していない(半中央が焼け縮む)。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第20回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	21面1列目裏面 一部欠	22.7 10.9~ 11.1	厚 長幅	6.0	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に横円鉛押印。押印の 文字は不明。枠形状から「上敷免製」であろう。木口 から平にかけて一部焼け縮む。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第20回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	20面2列目2個目 裏面 完形	21.9~ 22.1 10.7~ 10.7	厚 長幅	5.8	に赤褐色/ 焼ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に横円鉛押印。押印の 文字は不明。枠形状から「上敷免製」であろう。木口 から平にかけて一部焼け縮む。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。
第20回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	21支柱2列目 一部欠	22.0~ 22.4 10.5~ 10.7	厚 長幅	5.9	に赤褐色/ 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に横円鉛押印。押印の 文字は不明。平衡がやや湾曲。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。

遺物観察表

種類 PL.No.	No.	種類 器種	出土位置 残存率	計測値(cm)			胎土・焼成/色調 石材・素材等	成形・整形の特徴	備考
				長 幅	厚	幅			
第20回 PL.8	24	赤煉瓦 並形 全形	21支柱2列目 一部欠	22.4 10.5~ 10.9	5.7~ 6.0	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。一方の平の一部が焼け縮み。平衡がやや湾曲。し、一方の長手面が凸状を呈する。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第20回 PL.8	25	赤煉瓦 並形 全形	21面2列目4個目 長幅	23.0 10.6~ 10.9	5.9	にぶい赤褐色 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。一方の長手面が凸状を呈する。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第20回 PL.8	26	赤煉瓦 並形 全形	23面2列目2個目 表 1面平1/2欠	22.0~ 22.2 10.5	5.8	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。文字は不鮮明。一方の長手面から平にかけて焼け縮み。焼け縮みによりやや湾曲。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第20回 PL.8	27	赤煉瓦 並形 全形	23面2列目3個目 表 完形	22.4~ 22.9 10.9~ 11.2	5.8~ 6.2	にぶい赤褐色 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。一方の長手面が凸状を呈する。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	28	赤煉瓦 並形 全形	24面2列目3個目 表 木口1面欠	— 10.6	厚 5.8	にぶい赤褐色 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。無調整の長手面に中央に焼成時のヒビ1カ所。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	29	赤煉瓦 並形 全形	21支柱8列目 一部欠	22.1 10.5	厚 5.8	にぶい赤褐色 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。平衡がやや歪曲。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	30	赤煉瓦 並形 全形	19支柱裏面 完形	22.4~ 22.6 10.5	厚 5.6~ 5.8	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。一方の長手面寄りの平が焼き過ぎ状態。表側長手面は重ね焼き痕部分で面が波打つ。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	31	赤煉瓦 並形 全形	19支柱 一部欠	22.0~ 22.2 9.8~ 10.3	厚 5.8~ 6.0	にぶい赤褐色 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。僅かに捻れるように変形。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	32	赤煉瓦 並形 全形	16支柱 完形	22.4~ 22.6 10.0~ 10.3	厚 5.7~ 5.9	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。裏長手面と裏長手面寄りの平、一方の木口面が焼き過ぎ状態。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	33	赤煉瓦 並形 全形	16支柱 完形	22.6 10.3~ 10.5	厚 5.8	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。裏長手面寄りの平の一部が焼き過ぎ状態。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	34	赤煉瓦 並形 全形	16支柱2段目 表 一部欠	22.3~ 22.7 11.0	厚 6.0	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。裏長手面から押印のない平にかけて焼き過ぎ状態。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	35	赤煉瓦 並形 全形	19面4列目3個目 表 一部欠	22.4 11.0	厚 5.7	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。押印のない平の左2.9cm×14mmの範囲が表面に存在。角の一部が欠けた状態で使用。僅かに捻れる。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第21回 PL.8	36	赤煉瓦 並形 全形	18支柱5列目表 完形	23.0 11.0	厚 5.9	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。押印側の平の一部が焼き過ぎ状態。同平に13mm×25mm、深さ4mmの楕円形窪み1カ所。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	37	赤煉瓦 並形 全形	17支柱11列目 長幅 一部欠	22.8~ 23.0 10.4~ 10.6	厚 5.8~ 6.0	にぶい赤褐色 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。角の一部が欠けた状態で使用。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	38	赤煉瓦 並形 全形	17支柱13列目 長幅 完形	21.3~ 22.0 10.1~ 10.3	厚 5.6	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。一方の木口面から押印のある平の対角線上が焼け縮み。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	39	赤煉瓦 並形 全形	15面11列目6個 目 一部欠	22.2 10.9	厚 5.8	橙 ややや軟質	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。押印のある平の表長手面から裏の平にかけて焼成時のヒビ1カ所。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	40	赤煉瓦 並形 全形	16面7列目18個 目 一部欠	21.5~ 22.7 10.3	厚 5.5~ 5.7	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。文字は不鮮明で判読不可能。切断痕や船上、焼成、柱形状から「上敷免製」であろう。表長手面から押印のある平の一部が焼け縮み、表長手側に湾曲。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	41	赤煉瓦 並形 全形	16面8列目5個 目 一部欠	22.0 10.3~ 10.5	厚 5.8	にぶい赤褐色 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	42	赤煉瓦 並形 全形	16面8列目9個 目 一部欠	21.8~ 22.0 10.3~ 10.7	厚 5.8	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。全体に弱い焼き過ぎ状態で平衡がやや湾曲。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	43	赤煉瓦 並形 全形	16面8列目10個 目 一部欠	21.3 10.2	厚 5.6	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。表長手面中央から長手面寄りの平にかけて焼き過ぎ状態。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	44	赤煉瓦 並形 全形	16面11列目2個 目 一部欠	22.5~ 22.7 10.3~ 11.2	厚 5.7~ 6.2	にぶい赤褐色 燒ムラ	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。押印のある平の表長手面中央寄りが焼き過ぎ状態。この部分に擦があり、擦周間に亀裂が広がる。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第22回 PL.8	45	赤煉瓦 並形 全形	16面11列目4個 目 一部欠	22.4~ 22.6 10.7~ 10.9	厚 6.0	にぶい赤褐色 良好	平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	
第23回 PL.8	46	赤煉瓦 並形 全形	16面11列目16個 目 一部欠	22.8 11.0	厚 5.8	にぶい赤褐色 良好	やや焼成が固く、相位に近い色調。平に輪縞状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。	日本煉瓦製造所 上敷免工場製。	

種別 PL.No.	種類 器種	出土位置 残存率	計測値(cm)		胎土・焼成・色調 石材・素材等	成形・整形の特徴	備考
			長	幅			
第23回 PL.8	47 赤煉瓦 並形 全形	16面12列目6個 目 完全形	22.2 22.3 10.3 10.4	厚 厚 厚 厚	5.9	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。
第23回 PL.8	48 赤煉瓦 並形 全形	16面12列目7個 目 木口加工	10.2 10.5	厚 厚	5.8	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。長手面方向に凹凸し、表長手面に幅6mmの亀裂が生じ、中にはモルタルが入る。
第23回 PL.8	49 赤煉瓦 並形 全形	16面13列目18個 目 一部欠	22.0 10.3 10.6	厚 厚 厚	5.9	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。表裏長手面から押印のない平にかけて焼成時のヒビが生じる。
第23回 PL.8	50 赤煉瓦 並形 全形	16面14列目5個 目表 完全形	21.5 10.2	厚 厚	5.7	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。長い手面に約10mm×15mmの窪み。押印のある平に焼成時のヒビが小さく入る。
第23回 PL.8	51 赤煉瓦 並形 全形	16面14列目8個 目表 一部欠	21.9 10.4	厚 厚	5.7 5.8	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。形状、胎土、色調などから「上敷免製」の可能性が高い。平に焼成時のヒビが生じる。
第23回 PL.8	52 赤煉瓦 並形 全形	16面14列目9個 目 ほぼ完全形	22.1 22.3 10.7 10.8	厚 厚 厚 厚	6.0	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。表裏手面に余分な粘土付着。押印がある平に3mm×7mmの隙間が見える。
第23回 PL.8	53 赤煉瓦 並形 全形	16面15列目1個 目 ほぼ完全形	21.9 10.7	厚 厚	5.8	にぶい赤褐色/ 焼ムラ	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。押印のある平の1/3ほどが焼き過ぎ状態で、一部の黒色が発達する。
第23回 PL.8	54 赤煉瓦 並形 全形	16面15列目4個 目 ほぼ完全形	22.0 22.3 10.5	厚 厚 厚	5.8	にぶい赤褐色/ 焼ムラ	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。一方の木口側から表長手面と押印のある平の一部が焼き過ぎ状態。
第24回 PL.8	55 赤煉瓦 並形 全形	17面11列目1個 目 一部欠	23.0 23.2 10.8 11.0	厚 厚 厚 厚	5.9	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。
第24回 PL.8	56 赤煉瓦 並形 全形	18面12列目7個 目 一部欠	22.5 10.4 10.6	厚 厚 厚	5.7 5.9	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。
第24回 PL.8	57 赤煉瓦 並形 全形 か	周辺部 一方の木口切削 一部欠	— 10.6	厚 厚	5.8 6.0	にぶい赤褐色/ 焼ムラ	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。裏長手面、一方の木口側が焼き過ぎ状態。押印のない平側にやや焼出。
第24回 PL.8	58 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一部欠	22.1 22.4 10.3 10.2	厚 厚 厚 厚	5.7 5.9	にぶい赤褐色/ 焼ムラ	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。面長手面、一方の木口側が焼き過ぎ状態。
第24回 PL.8	59 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一部欠	22.7 22.9 11.1 11.2	厚 厚 厚 厚	5.9	橙/やや軟質	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。
第24回 PL.8	60 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 完全形	21.5 21.9 10.3 10.4	厚 厚 厚 厚	5.7	にぶい赤褐色/ 焼ムラ	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。裏長手面の一部が焼き過ぎ状態。押印のない平側にやや焼出。
第24回 PL.8	61 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一部欠	22.6 10.7 11.0	厚 厚 厚	5.9 6.0	にぶい赤褐色/ 焼ムラ	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。表長手面が焼け過ぎ気味。押印のある平に15×25mmの窪みがある。隣部分で切削時の段差が生じる。
第24回 PL.8	62 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 木口面加工	10.6 10.7	厚 厚	5.8 5.9	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。
第24回 PL.8	63 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 裏長手面3/4欠	22.0 10.1	厚 厚	5.7 5.8	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。押印のある平に6mm×8mmの窪みがあり、焼成時にこの箇所からヒビが生じている。
第25回 PL.8	64 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一部欠	22.9 11.2	厚 厚	5.8 5.9	橙色/やや軟質	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。
第25回 PL.8	65 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一部欠	22.1 10.4	厚 厚	5.8	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。押印のある平に、切削時の擦り落ち痕があり、その際に4mmの段差を生じる。
第25回 PL.8	66 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 2/3	22.5	厚	5.8	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。
第25回 PL.8	67 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一方の木口ほとんど欠	22.6 11.1	厚 厚	5.8 6.0	にぶい赤褐色/ 焼ムラ	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。角の1力所と裏長手面の一部が焼き過ぎ状態。
第25回 PL.8	68 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 ほぼ完全形	22.7 22.8 11.0 11.1	厚 厚 厚 厚	5.9	橙/やや軟質	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」楕円鉄押印。
第25回 PL.8	69 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 1/6欠	21.0 21.1 10.1	厚 厚 厚	5.7	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」長方形鉄押印。楕円鉄押印焼瓦に比してやや小さい規格。
第25回 PL.8	70 赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一方の木口欠	10.4 10.5	厚 厚	5.8	にぶい赤褐色/良好	平に輪郭状切断痕。1面の平に右「上敷免製」押印。面が荒れていて枠は不鮮明であるが、楕円形である。

遺物観察表

拂 国 PL.No.	種類 器種	出土位置 残存率	計測値(cm)			胎土/焼成/色調 石材・素材等	成形・整形の特徴	備考	
			長 幅	厚	幅				
第25回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一部欠	22.2 10.7~ 10.8	5.9	粗/良好	手抜き成形。押印なし。			
第25回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一部欠	22.3~ 22.5 10.6	5.9~ 6.2	にぶい赤緑/良好	手抜き成形。押印なし。1面の平に18mm×34mmの縦 が見え、周囲にヒビが広がる。黒色鉱物多く含む。 手抜き成形煉瓦にしては焼き綿まる。			
第26回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	周辺部 一部欠	22.0~ 11.1~ 11.2	5.0~ 5.2	粗/良好	手抜き成形。押印なし。出土煉瓦中、最も扁平幅広。			
第26回 PL.8	赤煉瓦 並形 全形	周辺部 1/6欠	22.0 11.3	5.7~ 5.9	粗/良好	手抜き成形。押印なし。図示した平を除き、離れ砂 付着。			
第26回 PL.8	耐火煉瓦 一方の木口1/2 欠	周辺部 一方の木口1/2 欠	22.7 11.6 11.7	6.2~ 6.3	白/良好	手抜き成形。押印なし。図示した平は、二次着色で 頭状に赤褐色を呈する。二次着色は焼け土か普通煉 瓦と接していたためか。			
第26回 PL.8	耐火煉瓦	周辺部 一部欠	22.1 10.6~ 10.7	6.3~ 6.5	灰白/良好	手抜き成形。1面の平に「前」格印捺押印。			
第26回 PL.8	耐火煉瓦	周辺部 一部欠	長 幅	10.8	厚	淡黄/良好	平は格子状地文内に「SHIN (AGAWA)」方形捺印。方 形捺印上に菱形押印。	川田煉瓦株式 会社製。	
第26回 PL.8	耐火煉瓦	周辺部 木口	長 幅	11.1	厚	6.2	灰白/良好	両面の平は格子状地文で一方の平に「SHI (INACAWA)」 方形捺印。	
第26回 PL.8	耐火煉瓦 全形	周辺部 角部	長 幅	—	厚	6.2	灰白/良好	両面の平は格子状地文で、一方の平に「SHI (AGAWA)」 方形捺印。	
第26回 PL.8	耐火煉瓦 全形	周辺部 木口1/2欠	長 幅	—	厚	6.2	灰白/良好	両面の平は格子状地文で、一方の平に「(SHI) AGAWA」 方形捺印。方形捺印上に「SS」菱形捺印。	
第26回 PL.8	耐火煉瓦 全形	周辺部 木口欠	長 幅	—	厚	5.9~ 6.0	白/良好	一方の平に「三石耐火煉瓦株式會社」長方形捺印 印。長方形捺印印に「天」円形捺印印。残存する木 口面は被熱により黒化。	岡山県福山市に 現存する三石耐 火煉瓦株式会社 製。
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	16支柱河内内ト レンジセクション 口縁部1/3、底 部完	口 底	(11.4) 4.0	高	4.9	白/良好	機械鍛錬成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による 下絵2重線。	いわゆる国民食 器。
第27回 PL.9	ガラス 瓶	16支柱河内内ト レンジセクション 完形	口 底	2.6 6.0	高	23.5	— / —	王冠形。外面に聖母像に描いた三ツ矢マークのエ ンボス加工所。体部前面下端に「ASAHI BREWERIES LTD.」の浮き文字。底面外端には「SM」「57」の浮 き文字。浮き文字周囲にローリングを受けたよう に摩滅し、文字も読みにくい状態となる。	三ツ矢サダイ ー瓶。昭和24年以 降。
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 体部一部、底部 1/2	口 底	(6.0) 3.8	高	7.3	白/良好	機械鍛錬成形。口縁部欠損。外面に剥落して色が不 明であるが、「大日丸」の上絵文字。	
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 体部から底部 1/3	口 底	—	高	—	白/良好	外面に乳頭による吹き船。高台境から高台外面は緑 色の下絵模様3条。	
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 1/2	口 底	(11.5) 4.0	高	5.0	白/良好	葉を須頭、枝とつぼみ、花をピンク色の鋼板転写。 器壁厚い。機械鍛錬成形。	87~89と描い る。
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 1/2	口 底	11.4 3.9	高	4.9	白/良好	葉を乳頭、枝とつぼみ、花をピンク色の鋼板転写。 器壁厚い。機械鍛錬成形。	86~88~89と描 い。
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 3/4	口 底	11.4 4.0	高	5.0	白/良好	葉を乳頭、枝とつぼみ、花をピンク色の鋼板転写。 器壁厚い。機械鍛錬成形。	86~87~89と描 い。
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 完形	口 底	11.4 4.0	高	5.0	白/良好	葉を乳頭、枝とつぼみ、花をピンク色の鋼板転写。 器壁厚い。機械鍛錬成形。	86~88と描い る。
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 完形	口 底	13.8 7.7	高	2.9	白/良好	機械鍛錬成形。器壁は厚い。内面は鋼板転写による 染付でアヤメかカキツバタ。	
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 1/2	口 底	(11.3) 4.1	高	4.6	白/良好	内面乳頭による型紙圧印。	
第27回 PL.9	美濃磁器 碗	周辺理上 底部	口 底	(4.2)	高	—	白/良好	底部内面乳頭による鋼板転写で鍛防筋結株式会社の マーク。高台内乳頭による鋼板転写で扇マークと 「TRADE MARK」の文字。	美濃窯業製。
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 口縁部1/4、底 部1/2	口 底	(11.3) 3.8	高	5.0	白/良好	機械鍛錬成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による 下絵2重線。	いわゆる国民食 器。
第27回 PL.9	製作地不詳 磁器 碗	周辺理上 口縁部1/2、底 部1/3	口 底	(11.0) (4.0)	高	4.9	白/良好	機械鍛錬成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による 下絵2重線。	いわゆる国民食 器。

遺物観察表

種類 PL.No.	No.	種類 器種	出土位置 残存率	計測値(cm)			胎土/焼成/色調 石材・素材等	成形・整形の特徴	備考
第27回 PL.9	95	美濃磁器か 碗	周辺埋土 1/2	口 底 (11.4) 4.0	高 5.1	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。器内に緑色の銅板転写による肩マーク。美濃窯業製。	
第27回 PL.9	96	製作地不詳 磁器 碗	周辺埋土 1/2	口 底 (11.2) 4.0	高 5.2	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第27回 PL.9	97	製作地不詳 磁器 碗	周辺埋土 口縁部1/4、底 部2/3	口 底 (11.3) 3.9	高 4.8	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第27回 PL.9	98	製作地不詳 磁器 碗	周辺埋土 1/2	口 底 (11.3) 4.2	高 5.2	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第27回 PL.9	99	製作地不詳 磁器 碗	周辺埋土 口縁部1/2、底 部完	口 底 (11.2) 4.0	高 5.0	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第27回 PL.9	100	製作地不詳 磁器 碗	周辺埋土 口縁部1/2、底 部完	口 底 (11.2) 4.0	高 5.1	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第27回 PL.9	101	製作地不詳 磁器 碗	周辺埋土 口縁部2/3、底 部完	口 底 (11.2) 3.8	高 4.7	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第27回 PL.9	102	製作地不詳 磁器 片	周辺埋土 口縁部1/4、底 部1/2	口 底 (14.6) 5.7	高 6.0	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第28回 PL.9	103	製作地不詳 磁器 片	周辺埋土 2/3	口 底 (14.5) 5.7	高 6.1	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部外面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第28回 PL.9	104	製作地不詳 磁器 皿	周辺埋土 1/3	口 底 (13.7) (9.0)	高 2.8	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部内面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第28回 PL.9	105	製作地不詳 磁器 皿	周辺埋土 1/2	口 底 (14.3) 7.9	高 2.7	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部内面緑色による下絵2重線。	いわゆる国民食器。	
第28回 PL.10	106	製作地不詳 磁器 皿	周辺埋土 口縁部1/3、底 部完	口 底 (14.0) 7.7	高 2.8	白/良好	機械鍛錆成形。器壁は厚い。口縁部内面緑色による下絵2重線。2重線は上段が太く下段が細い。	いわゆる国民食器。高台内に緑色の銅板転写による菱形マーク。	
第28回 PL.10	107	磁器 不詳	周辺埋土 完形	径 7.8	高 4.9	-/良好	透明釉で、高台状の端部のみ無釉。下部円盤状部分の対角線上にネジ留めの孔。孔上半にはネジ頭部を納めるようにならし。他に5カ所貫通する小孔があり、貫通しない孔が6カ所。ネジ留め孔には非対称。上部に突き出した部分のネジ留め孔に向かは溝状に隆起し、下部には2カ所の貫通孔をあける。上部は円錐状に削り下げる。	透明釉で、高台状の端部のみ無釉。下部円盤状部分の対角線上にネジ留めの孔。孔上半にはネジ頭部を納めるようにならし。他に5カ所貫通する小孔があり、貫通しない孔が6カ所。ネジ留め孔には非対称。上部に突き出した部分のネジ留め孔に向かは溝状に隆起し、下部には2カ所の貫通孔をあける。上部は円錐状に削り下げる。	
第28回 PL.10	108	製作地不詳 磁器 計数器	周辺埋土 一部欠	径 7.0	高 1.5	白/良好	揚げ返し機の切断計数器。外面に銘額による染付で「1~2000日目盛り」。中央上下にねじ穴、中心に針の芯穴。中央部に増澤製造の文字。裏面には針が目盛り部で止まり、逆時計回りにいくように20カ所の段差。表面と裏面段差部分に透明釉。	岡谷の増澤商店製。	
第28回 PL.10	109	製作地不詳 磁器 製糖機	周辺埋土 完形	径 1.97	高 0.6	白/良好	白磁。上面が窪んだ円盤を呈し、周縁に溝が巡る。下面に文字や記号は認められない。中央に小孔。		
第28回 PL.10	110	磁器 帽子	周辺埋土 完形	径 3.8 3.6	高 4.9	白/良好	透明釉。周囲は溝状に窪む。一方の木口面も窪みを作る。	近現代。	
第28回 PL.10	111	白磁 不明	周辺埋土 完形	口 底 3.0 1.7	高 3.7	白/良好	帽子か。透明釉。外表面緑色の下絵による「45」の数字。六内に細く簡略の部分、直角に広がる部分は無釉。	近現代。	
第28回 PL.10	112	ガラス製品 瓶	周辺埋土 完形	口 底 2.7 6.6	高 17.3	透明/-	栓は玉栓。型皿は底盤外面周縁から口縁部上面に及ぶ。瓶底は細かい格子状のエンボス。体部外面に「NO DEPOSIT NO RETURN」「NOT TO BE REFILED」の浮き文字。体部外面下端に「GB 50」の小さな浮き文字。底部外面に「4 5・10」「Buraglas」の浮き文字。	アメリカのオーランダ製。	
第28回 PL.10	113	瀬戸・美濃 磁器 伝・東陶	周辺埋土 口縁部1/2、底 部	口 底 (11.3) 5.1	高 6.2	白/良好	主文様は松と竹。裏文様は不明文様。口縁部内面は1重繩目。底部内面は2重繩目内に不明文様。	19世紀前葉～中葉。	
第28回 PL.10	114	瀬戸・美濃 陶器 皿	周辺埋土 口縁部～体部 1/3欠	口 底 13.0 6.5	高 3.3	淡黄/良好	内外面螺旋状に白土刷毛塗り。高台端部を除き透明釉。	19世紀中葉～後葉。	

遺物観察表

跡 因 PL.No.	No.	種 類 種 類	出土位置 残 存 率	計測値(cm)	胎土/焼成/色調 石 材・素 材 等	成 形・整 形 の 特 徴	備 考	
第28回 PL.10	115	製作地不詳 陶器 土管か	周辺埋土 ソケット部	長 有効長 — 内 径 厚 —	— /良好	陶器製の土管状製品。薄い青色の釉。外面にタイル状の「MASEZAWA」銘板をはめ込み、モルタルで固定。文字は増澤商店マーク(◎)の間にに入る。	増澤の増澤商店 製。	
第29回 PL.11	116	常滑陶器 陶管	1号埋設土管 完形	長 有効長 68.9 60.8	内 径 厚 38.2	— /良好	外面は無釉。外径38.2cm。長さ68.9cm。筒端部のソケット内に挿入する部分外面に凹線。ソケット部に他の土管がつながる。挿入部をモルタルで接着。内面は手で施釉した刷毛塗り状の釉が認められる。筒部に型崩。	特厚管、明治時 代後期か。
第29回 PL.11	117	常滑陶器 土管	1号埋設土管 ソケット部	長 有効長 — 内 径 厚 40.4 3.5	— /良好	外面無釉。残存部内径40.4cm。ソケット部分の残存。内面には布による施釉で刷毛塗り状の釉が認められる。	特厚管、明治時 代後期か。	
第29回 PL.11	118	常滑陶器 土管	2号埋設土管 完形	長 有効長 66.5 ~ 68.0 60.9 61.8	内 径 厚 16.8 ~ 17.2 1.8	— /良好	マンガン釉。筒部内径16.8~17.2cm。手揉型の接合部痕残る。両端部に砂付着。ソケット部の接合痕明瞭に残る。ソケット内面の筒端部に砂残る。長さ66.5~68.0cm。	機械成型。大正 時代か。
第29回 PL.11	119	鉄製品 鉄管	消防栓 ソケット部	長 外 径 — 12.3	内 径 厚 9.9 1.2		ソケット部分に「I」か「L」、「水○N」の浮き文字。 ○は判読不能。	
第30回 PL.12	120	鉄製品 浅鉢	周辺埋土 月部1/3欠損	皿 模 19.2 13.4	厚 重 305.3 (g)		月部が破損する浅鉢で軽装着部は厚さ0.5cm程の帯状の鉄板を取り付けて加工している。	
第30回 PL.12	121	鉄製品 釘	周辺埋土 先端部欠損	皿 模 13.7 1.5	厚 重 50.9 (g)		断面はほぼ正方形で先端部を欠く鉄釘で、頭部はやや広げて直角に折り曲げており犬釘の形状を持つ	
第30回 PL.12	122	笠石 レンガ調 化粧石	煉瓦積護岸頭部 略完形	長 幅 98 32 24	重 量 88.5 (kg)	大谷石 (緑色凝灰岩)	方形状を呈す。先端幅5mmほどのタガネ状工具による剝突整形痕が、裏面側・下面側・小口部に約30mm間隔で筋方向に良く残る。正面・上面各面の整形は比較的丁寧で、正面面に接した上面を面取り整形。石材は凝灰質で質は劣る。	

報告書抄録

書名ふりがな	しんまちとさきいせき
書名	新町戸崎遺跡
副書名	温井川社会资本総合整備(防災・安全社会資本整備交付金)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
卷次	
シリーズ名	公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書
シリーズ番号	573
編著者名	石守 晃
編集機関	公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
発行機関	公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
発行年月日	20130823
作成法人ID	21005
郵便番号	377-8555
電話番号	0279-52-2511
住所	群馬県渋川市北橘町下箱田784番地2
遺跡名ふりがな	しんまちとさきいせき
遺跡名	新町戸崎遺跡
所在地ふりがな	ぐんまけんたかさきししんまち
遺跡所在地	群馬県高崎市新町
市町村コード	10202
遺跡番号	I S 1288
北緯(世界測地系)	361642
東経(世界測地系)	1390559
調査期間	20130101～20130131
調査面積	480m ²
調査原因	河川改修
種別	護岸
主な時代	近代(大正時代)
遺跡概要	近代-煉瓦積護岸+煉瓦・陶磁器・土管・紡績機器・ガラス等
特記事項	大正13年に鐘淵紡績株式会社が発注し、前橋の小曾根甚八が施工した支え壁式煉瓦積護岸壁
要約	コンクリート地業イギリス積の支え壁式煉瓦積護岸擁壁、埋設土管・銅管

写 真 図 版



調査区全景（航空写真、東より）



調査区全景航空写真



煉瓦積護岸表面（北東より）



煉瓦積護岸背面（南西より）



煉瓦積護岸表面全景（北西より）



煉瓦積護岸表面全景（南東より）



煉瓦積護岸屈曲部表面全景（東より）



煉瓦積護岸屈曲部表面（北西より）



煉瓦積護岸屈曲部表面（北より）



煉瓦積護岸東部表面（北より）



基礎土層断面（北より）



煉瓦積護岸東部表面下位（北より）



支え壁13・14間表面水抜き穴(北より)



水抜き穴表面下位(北より)



笠石列西部屈曲部(西より)



石列除去後の煉瓦積護岸上面(東より)



煉瓦積護岸背面(南東より)



支え壁13・14・15背面(南東より)



支え壁16・17背面(南西より)



支え壁14背面基底部(南東より)



支え壁14基礎コンクリート(南東より)



支え壁21背面側面(東より)



背面支え壁a・支え壁15と2号埋設管(西より)



背面支え壁a(北より)

2号埋設管(背面、南西より)



1号埋設管 護壁連結部(南より)



背面支え壁21屈曲付近側面(東より)



背面支え壁1付近面変換部(南西より)



笠石西部確認状況(北西より)



支え壁16・17付近煉瓦積頂部(西より)



屈曲部表面煉瓦積(北より)



支え壁16上段第1列上面



支え壁16上段第2列上面



支え壁21上段第1列上面(西より)



支え壁18上段第2列上面



支え壁16中段第1列上面



支え壁14裏込土層断面(西より)



背面消火栓管全景（北東より）



機械掘削状況（北より）



表面表出作業（北西より）



護岸上面表出作業（北西より）



煉瓦斫作業（東より）



煉瓦部分解体作業（北より）



2

31

38

41



46



49



50



69



73



76



80



81

周邊埋土出土遺物(1)



82



85



88



89



83



90



92



95



96



98



99



100



101



103



104



105



106



107



108



109



111



112



113



114



115

土管及び銅管



116



119



118



120



121

1



122



公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書 第573集

新町戸崎遺跡

温井川社会資本総合整備(防災・安全社会資本整備交付金)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

平成25(2013)年8月16日 発行
平成25(2013)年8月23日 発行

編集・発行／公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

〒377-8555 群馬県渋川市北橘町下箱田784番地2

電話(0279)52-2511(代表)

ホームページアドレス <http://www.gunmaibun.org/>

印刷／杉浦印刷株式会社

